

第一百八十九回

参議院国土交通委員会会議録第七号

(二〇六)

平成二十四年六月十九日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動
六月十四日 辞任 藤本 祐司君

六月十五日 辞任 長浜 博行君
補欠選任 長浜 博行君

六月十九日 辞任 長沢 広明君
上野ひろし君
藤本 祐司君
補欠選任 山本 博司君

岡田 直樹君
桜内 文城君
博司君

出席者は左のとおり。
委員長 理事

長沢 広明君
上野ひろし君
藤本 祐司君
補欠選任 山本 博司君

岡田 直樹君
友近 聰朗君
藤原 良信君
佐藤 信秋君
吉田 博美君
谷合 正明君

國務大臣
副大臣

厚生労働副大臣
経済産業副大臣
国土交通副大臣

国土交通大臣
文部科学大臣政
務官

大河原雅子君
羽田雄一郎君
白 真勲君
平山 幸司君
藤本 祐司君
前田 武志君
室井 邦彦君
米長 晴信君
岩井 茂樹君
康弘君

植松恵美子君
大河原雅子君
羽田雄一郎君
西村智奈美君
牧野 聖修君
奥田 建君
吉田おさむ君

大臣政務官
文部科学大臣政
務官

国土交通大臣政
務官

○政府参考人の出席要求に関する件
○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
(公共事業予算の増額の必要性に関する件)
(公共調達の適正化に関する件)

本日の会議に付した案件

○委員長(岡田直樹君) 國土の整備、交通政策の推進等に関する調査を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○佐藤信秋君 自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会の佐藤信秋でございます。
今日は、大臣、御苦勞さまでございます。ま

事務局側 務官 室井 邦彦君
常任委員会専門員 櫻原 利明君
警察庁交通局長 石井 隆之君
金融庁総務企画局審議官 遠藤 俊英君
外務省中東アフリカ局長 松富 重夫君
資源エネルギー資源・燃料部 安藤 久佳君
長島 正弘君
国土交通省総合政策局長 中島 要君
国土交通省国土政策局長 小島愛之助君
国土交通省国土政策局長 内田 要君
国土交通省国土政策局長 羽田雄一郎君
国土交通省鉄道局長 中田 徹君
国土交通省水管局長 森 雅人君
国土交通省自動車局長 久保 成人君
国土交通省海事局長 鈴木 宣彦君
海上保安庁長官 井手 憲文君
久泰君

○委員長(岡田直樹君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。
○離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
(高速ツアーバスの安全対策の強化に関する件)
(アセットマネジメントによる社会資本の長寿化対策に関する件)
(利根川水系河川整備計画の策定状況に関する件)

○委員長(岡田直樹君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。
○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院交付)
(高速ツアーバスの安全対策の強化に関する件)
(アセットマネジメントによる社会資本の長寿化対策に関する件)
(利根川水系河川整備計画の策定状況に関する件)

た、おめでとうございます。

国土交通委員長をなされて、そして国対委員長もなされて、大変国土交通行政にも明るい大臣でいらっしゃいますから、質問の方はばさつといきますので、お答えの方もできるだけ簡潔に、本音の部分でやり取りをさせていただければと思います。

早速ですが、一番最初に公共事業費。コンクリートから人へということで、二十二年度に二割ということでしようかね、一八%ですよね、そんなふうに削られて大震災がありました。二十四年度もと、こう思いましたら、二十四年度は幾ら何でももう少し増やして、そして明るい方向に、防災や何かもしつかりやつていかなくっちゃいけないと、こういう議論かなと思いましたら、結果的

には公共事業費、公共投資という部分でいきますと四・六兆というような数字で理解すればいいのかなと。そうしますと、二十一年度の当初、自公政権のころ七・一兆円というのが公共投資の国費の総額でしたが、それからいきますと二・五兆マイナスになつているというのが実態であります。たしかマニフェストでは一・三兆を四年間で切るよと、こういうお話をだつたかと思います。これはちょっと削られ過ぎじゃないかなと。特

○國務大臣(羽田雄一郎君) 質問ありがとうございます。
います。

政権交代当初、前原大臣の下でマニフェストの遂行ということで、四年間で一・三兆円というマニフェストであったわけでありますけれども、やはり政権交代したばかりということで、前原大臣の英断によつて一年で一・三兆円を超える削減を

したというふうに認識をさせていただいております。

そういう中で、政府全体の公共事業予算については、近年削減が続いているけれども、やはり選択と集中という考え方に基づいて、真に必要な社会資本整備というものはしっかりと進めてきたというふうに思っていますし、今後とも進めしていく必要があるというふうに認識をしております。

たが、これは、日本の場合には、同じ構造物を、同じものを作るので、耐震設計というような観点からいくと、どうしても二割増し、三割増しなくなってしまう、かつ可なら、用意も嵩んでしまう。

う問題もありますので、この割合そのものがほかの諸外国に比べると大きくならざるを得ないと。それも、かなりいろいろ社会資本整備が遅れていたという問題もあって、私自身はこの程度はやっぱり普通に続けていかなくちゃなど、こう思つていました。まだまだやならきやいけないことがたくさんあるというのが、一二、三年前から、十四、五年前からでしようか、ずっと残念ながらちょっとずつ削つてきて、今度また大幅に削られたら、こういうことで、これはちょっと、どこまでしつかりした国土のお守りができるかなという思いが一番その根底にあります。

資料の二の右の方のグラフを見ていただくと、これは、日本の場合には平成八年から名目値でちょうど半分になってしまった。イギリスとかアメリカとか、随分増やしているんですね。これは経済対策の面もあるんだと思います、経済対策のですね。それと、日本の場合には、これ、たまたま平成二十一、二十二、二十一はリーマン・

ショックの影響の後の、自公政権のときの第一次補正ですね。約十五兆円、この影響で少しかさ上げして、残念ながら途中で政権交代で切られてしまいましたけど。次に二十二年度は、これは二年年度の終わりの方の大震災の影響もあって、そこの補正なんかもちょっと入ったり、復興も入りたりしていますので、少し保つたというか。ただ、これではそれこそ十分な復旧復興、それ以上に、これからちょっとお尋ねします、いろんな県念されている大震災等々ですね、こういったこと

に対応していくというにはこのままではいかがかななど。

めの助成金というのも用意したんです。用意したなんですが、千六百億円用意して、五年分の基金で用意したと思ったら、最初の年で、もう全然、全くあふれてしまつてというか、要望の半分ぐらいしかできないと、こういう状態です。

全国的にも今の状況からいくと、やっぱり国内で立地する企業を大事にしていくというのは大急ぎでやつていかないと、どんどん実は海外に立地を移していますよね。私も確認はできていないんですけど、国外に立地するんで、日本の建設産業、日本の建設物すごく優秀ですから、信頼もでりますから、外国に立地するから来てくださいといふいう引き合いが物すごく多くなつたというふうにも聞いています。そういう意味では、国内立地をしつかり全体としてもやつていつてもらわなきゃいけない。

だんなつていくなど、つくづくそんな思いがするものですから、これは御決意といいますか、その方向性として、当初予算は当初予算として組んであるわけですから、二十五年度まで待つていればいいかといったら、そうでもないと。そうだとしても、早期に大型の補正予算を、いろんな面に目配りした、私、公共投資だけやれと言つてゐるわけじゃないんです、目配りした補正予算を早期に組んだ方がいいんじゃないかなと。これはお立場上、組みますとはもちろん言えないと私は思いますが、そちらの方向で頑張るということはお話としては御決意は示すことができるかなと、こんなふうに思つたりしますが、いかがでしょうか。

○國務大臣（羽田雄一郎君） 公共事業予算については、平成十年度、これをピークに減少傾向が続いていることは事実であります。こうした中で、選択と集中を図りつつ、効率的また効果的に社会資本整備を実施するよう努力してきたところであります。

平成二十四年度の公共予算について、先ほど削減されたというようなお話をございましたけれども、一般枠である要求・要望分は四兆五千七百三十四億円、対前年度比にして九二%ということになつてゐるもの、復旧復興枠のうち、全国防災二千八百二十二億円を加えた場合には四兆八千五百五十六億円、対前年度比で九八%という形になります。さらに、もう一つ加えていただきたいのが地域主戦略交付金等に移行した額であります。これについては三千四百三億円を加えたといふことでございまして、そうなると五兆九百五十九億円ですか。対前年度比にすると一〇二%となつてゐるということですございまして、厳しい財政状況の中でありますけれども、全国防災また地域主戦略交付金等の移行分を加えると、ほんまに予算を確保していると言えるのではないかといふふうに思つております。

また一方で、首都直下型地震、また東海・東南関係公共事業予算に限つても同様であるというふうに考えております。

海・南海地震など発生の懸念がございます。先ほども御指摘いただいたような震災ですね。また、人口・社会構造の変化によって地域経済が低迷している中で、災害に強い強靭な国土づくり、そして国際競争力の確保や地方の活性化が強く求められているというふうに思つております。このために、これらの課題に対応すべく必要な予算確保に努めるとともに、これまで以上に選択と集中、そしてコスト縮減を通じた徹底的な効率化を図り、大きな投資効果を發揮するよう努めていきたく、というふうに考えております。

これによつて、陸海空に幅広くかかる国土交通省の総力を挙げて、子供たちや孫たちの時代に誇れる国土づくりに邁進していくかたいというふうに考えております。

○佐藤信秋君　　またお立場上、なかなか補正預張りますとは言いづらいと思いますが、多分皆さん同じ思いでおられると思います。これで十分かと、いや、とんでもない、とてもとてもそれじゃ足りないんだと。特に経済を回さなきゃいけない、経済を成長させなきゃいけない、デフレから抜け出さなきゃいけない。そして、大急ぎで必要な事前の防災をしつかりやっていくと。復旧復興は予算的には一応、まあ多少の用意があるというか、これも足りないと私は思いますが、それにしても、今度、これから準備といふ部分について実は大変問題が多いと。

そこで、これ皆様もう何度も御覧になつているかと思いますが、資料の三に、国土の強靭化、列島の強靭化ということを大きな声で頑張つていただいてる藤田聰京都大学教授の御本によりますと、過去二千年の間で東日本太平洋側、マグニチュード八以上の地震が四回あつて、四回とも首都直下と連動していますよと。そのうち、更に三回は東海・東南海・南海と連動していますよと。これはデータですから、今回、このとおりである可能性強いなというのは、やっぱり思わざるを得ないんだと思います。

そうしますと、例えはそれに対する対策と
いうものをどう立てていくのかと。しかも、これ
は大急ぎですよね。大急ぎで、今すぐどんと実は
起きるかもしれない、だけれども、起きるまでの
間、無為無策でやっているというわけにはいかな
い。間に合えば一番いいと。強くしなやかにです
から、破滅的な崩壊をしない、すぐに復旧でき
る、こういうことが必要なんだと思いませんけれ
ども。国土全体の構造でいえば、地方にしつかり
と分散して拠点をつくっていきましょうと。首都
圏に何かあつたら、長野、群馬、新潟、拠点機能
を、あるいは救援機能を持つという強さというの
が、強くしなやかに。首都そのものでいえば、首
都直下がどんと来たら、構造物や建築物が破滅的
には壊れない、何とか頑張れる、基本的にはそん
な構造だと思うんです。

それと、情報なんか大事ですよね。情報通信
が、結局、いざとなつたらなかなか、一日二日、
伝わりませんよね。ですから、東日本大震災のと
きも、一番被害情報の届いていないところが危な
いんじやないかと。結局そうでしたね。そういう
意味で、情報、エネルギーの強靭さみたいなもの
を含めてしっかりとやらなきやいかぬだろうと。

それで、実は自民党は、国土強靭化基本法とい
うのを六月の四日に出させていただきました。それ
から、今、首都直下型地震の特別措置法とそれ
から南海トラフ巨大地震の特別措置法を、議員提
案ですが、これも準備している最中です。是非こ
れ出させていただいて、速やかにいろんな議論を
したいなど、こう思っていますが。
それにしても、しつかりとした裏付けを持つ
て、予算措置もして対応をせないかねだろう、つ
くづくそう思っていますので、これは要望にして
おきます。法案自体の話でありますので、また出
たときに是非しつかりした御審議をいただきたい
と思います。

そこで、こうした状況の下で明確になつてきました。したのは、建設産業というのが、やっぱりいざといふとき、災害が起きたときに、即応能力という問題で随分と活躍をしていただいている。これについては、くしの歯作戦であるとか、いろんなところに御紹介もされて、大分世の中の皆様にも御理解いただけるようになつてきた。

大切なことは、建設産業自体、大臣も所信でお述べいただきていますが、やっぱりしっかりと産業として頑張つていただき。そのためには、一つの問題として、公共工事、公共調達の場合には、仕事したら工夫をすれば利益が残る、こういう構造にしていかなきゃいけない。

それで、大臣、超党派の議連のお世話役なんかもしていただいたりしてきました。そういう意味で、御決意として、大事な建設産業、しっかりと保護といいますか、発注者の立場で責任と義務をしっかりと自覚しながらやっていく、必要な法改正もやつていこうかと、必要であればですね、私も是非提案したいと思うんですが、そこの御決意、一言お願いします。

○國務大臣(羽田雄一郎君) 東日本大震災において、建設産業、建設企業は、迅速な道路の再開、また瓦れきの処理など被災地の復旧復興に大いに貢献をしていただいております。我が国の災害即応能力を高めるためには建設産業の役割は大変重要である、こういう認識を持たせていただいているところでござります。

一方で、受注競争の激化による経営環境の悪化、企業の小規模化、また技能労働者の不足ということでございまして、建設産業の基礎体力が著しく低下をしてしまっているという認識を持たせていただいております。

このため、建設産業を将来的にも地域を支え得る足腰の強い産業として国土・地域づくりの担い手としての役割を果たせるよう本年二月より建設産業戦略会議において公共事業の入札契約制度の在り方、また担い手を育成するための推進方策等について議論を行つてあるところであります。

今後、私も入らせていただいておりました参議院の超党派で構成されている公共調達適正化研究会の御意見等も参考にさせていただきながら、引き続き人札契約制度の改革に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○佐藤信秋君 よろしくお願いしたいと思います。

そこで、大震災の際、大震災、多くの災害の後に私自身も、建設産業が一番最初に走つていて、それで障害物を除去する、それから警察がその後ろに行つて検視していただくとか、あるいは救出していただく、こんなことをやつていただいたと。写真がないかというと、なかなかないんですね。これ。そこで、ふだんから、これはお願いです、要望にしておきます、水防訓練とか地震・津波訓練とかいうときに実践的にテックフォースとかあるいは建設産業の皆さんができるれば統一したユニホームで訓練、作業をする。そうすると実際出動するときも、皆同じユニホームで行つて、いたくと分かりやすい。こういう問題がありますので、是非御検討をよろしくお願いしたいと思います。これは要望にしておきます。

そこで、低入札調査基準価格というのがありますが、元々、予定価格なるものは極めて積算というのが難しいときたくさんありますよと。予定価格そのものは標準値だから、それより超えていいじやないかということをいろいろ御議論させていただいている。そっちの方針はそっちの方できちっとまたやりたいと思いますが。

当座、全国を見ると、低入札調査基準価格なるものが、結構上げてくれている都道府県もあります。都道府県というか、道県ですよね。九〇%以上。それで、国の基準でいうと大体低入札調査基準が八六、七ぐらいになるんでしょうが、この五年で三回上げていただきましたけど。全体をもうちょっと底上げしないと、デフレ構造というのがこういうところからも来ているなど。基準価格に張り付いてしまいますね。そうすると、八六%で張り付いていたら、翌年、本当はそのまま反映さ

せると一〇%以上下がつちやうんですよ、これ。それが当たり前だと、こうなったとき。したがつて、この基準そのものを上げるということが必要なことだろうと。

国よりも低いところもあります。この表で低いところ、国全体の基準もちょっと上げて、それで低いところにはできるだけ上げていただいて、何

といいますか、安ければいいという誤ったことを、これクリームスキミングなんですね、安ければいいという。こつちでは損しても、あつちの方でもうかるからと、いうような形でやつていくと、みんながへたり込むというのが現状の姿になつてきているんですね。

この辺、ちょっと上げる努力を、全体の底上げをする努力を是非これからお願ひしたいなど、こ思うんですが、いかがでしょう。副大臣の方ですか。

○副大臣(奥田建君) 委員の方から資料四として用意をしていただきましたけれども、低入札価格調査基準価格、これは資料のとおり二十年以降三度の引上げをしている、最近では二十三年の四月に上げさせていただいたところであります。品質というものとまた低価格というものとがどういう相関関係があるか、手間が掛かりますけれども、また二十三年度の変更以来どういう品質と価格の相関関係があるか、そのことを見極めながら、必要があればまたそこの入札価格全体に関しても取り組んでいきたいと思います。

また、資料にそろえていただきました都道府県あるいは市、政令市といったところにも、是非この基準というものを参考にして入札の対応をしていただきたいということを伝えてまいりたいと思ひます。

○佐藤信秋君 これは要望にしておきますけれども、災害の被災地、労務単価や資材が随分上がつてきていますので、そうした対応というのもやっぱり十分しつかりおやりいたいなと思います。これは要望にしておきます。

ちょっと細かい話なんですが、細部の話なんで

すけれども、労務単価の表を資料の五に付けまして、私の質問の方を終わります。それが当たり前だと、一時より三割ぐらい下がっているんですね。それで、この基準そのものを上げるということが必要なことだろうと。

国よりも低いところもあります。この表で低いところ、国全体の基準もちょっと上げて、それで低いところにはできるだけ上げていただいて、何

といいますか、安ければいいという誤ったことを、これクリームスキミングなんですね、安ければいいという。こつちでは損しても、あつちの方でもうかるからと、いうような形でやつていくと、みんながへたり込むというのが現状の姿になつてきているんですね。

この辺、ちょっと上げる努力を、全体の底上げをする努力を是非これからお願ひしたいなど、こ

思うんですが、いかがでしょう。副大臣の方ですか。

○副大臣(奥田建君) 委員の方から資料四として

用意をしていただきましたけれども、低入札価格

調査基準価格、これは資料のとおり二十年以降三

度の引上げをしている、最近では二十三年の四月

に上げさせていただいたところであります。

品質というものとまた低価格というものとがど

ういう相関関係があるか、手間が掛かりますけれども、また二十三年度の変更以来どういう品質と

価格の相関関係があるか、そのことを見極めなが

ら、必要があればまたそこの入札価格全体に関し

ても取り組んでいきたいと思います。

また、資料にそろえていただきました都道府県

あるいは市、政令市といったところにも、是非こ

の基準というものを参考にして入札の対応をして

いただきたいということを伝えてまいりたいと思ひます。

○佐藤信秋君 これは要望にしておきますけれども、災害の被災地、労務単価や資材が随分上がつてきていますので、そうした対応というのもやつぱり十分しつかりおやりいたいなと思います。これは要望にしておきます。

ちょっと細かい話なんですが、細部の話なんで

すけれども、未着工三区間がございます。いずれの線

を会社の方の負担の分はできるだけきちっと見る

ようにしたと。それで現場管理費がちょっと上

がつた。それはよくよく考えてみますと、労務单

価調べるときに法定福利費入っていない人たちも

いるんですね。それをみんな一緒に調べて同じよ

うに単価と、こうしますから、その分は本当は足

してやらないと、実は法定福利費全部見ましよう

ねと、こういったときに、それぞの個別の労働

者でいうと、もらっている賃金の中から労働者側

支払分を出さなきゃいけないと、こういう状況に

なつてしまふんですね。

調べ方としては、だから、それぞれの内訳を調

べて単価を、必要な労働者側の支払単価の分なん

かも乗つけて決めるところが必要なんだ

ろうなと思っていまして、これも要望にいたしま

す、要望に。時間もありませんし、十分問題意識

は分かつていいだしていると思いますし、お話を

ちょっと細かいところがありますので、要望で

す。

それから、八ツ場ダムの本体工事の着手と整備

新幹線の認可、着工の目標時期、これができるだ

け早急に定めてお出しitidaikaitiと思うんです

が、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(羽田雄一郎君) まず、八ツ場ダムに

ついてでありますけれども、四代にわたる大臣の

下で行つてきた検証の結果を前提に、昨年末、十

二月二十二日に、そちらにいらつしやいます前田

前大臣が対応方針を事業継続と決定した上で、政

府として平成二十四年度予算に事業継続を前提と

した経費を計上しているということでございま

す。この対応方針については変わりません。

そして、八ツ場ダムの本体工事については、対

げまして、私の質問の方を終わります。

ありがとうございました。

○藤井孝男君 たちあがれ日本の藤井でございま

す。今日は、自由民主党さんの時間の枠内で羽田

大臣に対し、所信に対して質問をさせていただ

かれております。

そして、整備新幹線の認可、着工でありますけ

れども、未着工三区間がございます。いずれの線

区につい

ても着工五条件等の確認を完了しております。

認可、着工に向けた最終段階の手続を進め

ているところであります。引き続き着実に手続

を進めてまいりたいというふうに思つております

し、最終段階でありますので、そろ多くの時間を

掛ける必要はないというふうに思つております

けれども、引き続き着実に進めていくということ

でございます。

○佐藤信秋君 時間が参りましたので、最後に二

つだけ御要望申し上げて、要望にしておきます、

これは。

一つは、広域連合への地方整備局等の移譲で

す。これ、市町村長さんたちが大変大反対してい

ます。これは御存じだと思います。反対署名だけでもも

う五百人を超えて、活発に動いておられます

が、

そういう意味では、これは一国一制度みたいにし

てこんなことをやつていたら、とてももつと

つ、一つは領海警備法を中心とした質問をしたい

と思いますが、もう一つは、やはり先ほどとい

ますか、佐藤委員の方から質問がありましたよう

に公共事業関係、私どもの小さな政党ではありますけれども、将来の日本を、安心で安全な国土づくりのためにどうあるべきかということを政策的にも今詰めているところでありますけれども、やはり共通する点は、公共事業予算がずっと削られてしまつて、そのことによる国土の、何と申しましようか、特に高度成長期に建設されたトンネルであるとか、あるいは箱物でもそうなんですが、是非そんな観点からの検討もお願いしたいと思います。

それから、あと交通基本法、継続でしたよね、始めとしまして、先ほども理事会なんかでも、い

りますが、是非そんな観点からの検討もお願いしたいと思います。

それから、あと交通基本法、継続でしたよね、

始めとしまして、先ほども理事会なんかでも、い

ないと、こういう認識では政府・与党とも基本的には考え方是一緒のところもあります。しかし、やはり前提条件として、二〇一四年あるいは一五年に消費税を上げるにいたしましても、その前に景気状況をどう上げていくか、あるいは経済の環境をどう整備していくかということが私は大前提にあるんだろうと思います。

そういう意味では、先ほど佐藤委員の質問にもありましたように、私は、この秋にでもやつぱり大型補正予算を組むべきであると、このように私どもは思っております。そうしませんと、やはり国民に対して、何が今不満、不安であるかということを一言で言えば、それはやっぱり、将来どうなっていくんだろうかと。それからよく質問を受けるわけですから、皆さん方も地元で受けられると思いますけど、この国、あるいは皆さん方の選挙区もそうなんですが、私どもは岐阜県でありますけれども、これから岐阜県はどうなるんですかと、日本はどうなるんだと、そういうやはり不安、不満の声が政治に対して、与党、野党を問わず今問われているときではないかと思います。

そういう意味で私は、佐藤委員と同じくして、

もしろ、言いにくいかもしれませんけれども、思い切って、国土交通行政に精通しておられる大臣ですから、この点について、できればざつくりといいますか、思い切った積極的な発言を期待しておりますけれども、公共事業、大型補正予算等々、将来に対するやはり国土の安全、いわゆる強靭化に対する考え方をお聞かせいただければと思ております。

○國務大臣(羽田雄一郎君) 我が国は厳しい財政状況下にございます。そういう中でも灾害リスクと向き合いつつ、既存ストックの老朽化、少子高齢化、グローバルな競争の進展等、様々な課題に対応するために真に必要な社会資本整備を着実に進めて、あわせて、先ほど言われたようにデフレ脱却にも取り組む必要があると、こういうふうに考えております。

第十部 国土交通委員会会議録第七号 平成二十四年六月十九日 【参議院】

このため、現在見直しを進めている社会資本整備重点計画において、大規模又は広域的な災害リスクの低減、そして我が国産業・経済の基盤や国際競争力の強化、持続可能な活力ある国土・地域づくり、そして社会資本の的確な維持管理・更新、これを行うことで、四つの重点目標を定めて集中的、重点的な投資を行うこととさせていただいているところでございます。しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

○藤井孝男君 まさにオーソドックスな答弁で、もうちょっと前向きな答弁が、期待したんですけども、答弁として別に不満だということではありませんけれども。やはり政府の、閣僚の一員としてこの国を引っ張っていく、特に国土交通行政、日本の陸海空、これは本当に幅広い行政をつかさどり、そして政治的にも大変期待が大きい分野ですから、そういう意味では、羽田大臣、何といいますか、財政的な枠にとらわれず、やっぱり建設国債というのもっと積極的に私は活用すべしだと思ってるんですよ。

私の個人的な意見として聞いていただいて結構なんですけれども、例えば今、公債というのは六十一年償還という形になっていますね。私は、物によつて、良質なやはり社会資本整備であれば百年償還であつてもいいと思っているんですよ。そのぐらいのやはりスパンで、日本の将来の五十年、百年後先をどう見るかというそういう観点からいきますと、何も六十年償還だけにこだわっているんじゃないなくて、むしろ百年償還建設国債ということも考えて、そういう大胆的な発想を持つて、やはり大臣がリーダーシップを發揮していただきたい、こんな気持ちで質問させていただいた次第であります。

それでは、社会資本整備、公共事業に関してはこの程度にどどまして、私、今日は領海警備体制についての質問に移りたいと思います。

これは、実は御承知のとおり、今年の二月二十一日ですか、国会に提出をされました、閣議決定されで。しかしながら、今日御在席ですけれども、一昨年の尖閣諸島以来、中国の公船といいますか、漁船を含めて監視船であるとか、

も、前回国土交通大臣の質質決議等々がございましたが起きたわけであります。それに端を発して、日本でのこの領海警備に関する法体制というのが非常に未整備であるということで、私も何度もこの委員会で、当時は馬淵国土交通大臣のときから質問させていただき、そして大畠大臣、そして前田大臣という形の中でこの法案が国会へ提出されたということは大変大きな前進だと思っております。

今後、また今日午後からも質問がありますけれども、いわゆる再保険の問題という緊急事態が発生しておりますけれども、これは、一言で言えば、政府の対応が大分遅れたと私は思っています。もう何かあたふたと、何か今までEU、ユーロの体制が、対イラン制裁が何かうまくいくんじやないかというような期待感の中での問題が、ほつたらかしとは言いませんけれども、そういった問題について慌てて今この国会にこの再保険の問題を出すということは、これはもう緊急事態でやむを得ませんけれども、そういう対応についてもと厳しく私は政府は対応しなきゃいけないと思っております。

しかし、もう一つ、この領海警備の問題、この法案も私は大変重要な法案だと思っています。今、十法案ほど国会に提出されておりますけれども、私は、この領海警備に関する海上警察権の強化法について、大臣の基本的な考え方についてお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(羽田雄一郎君) 近年、我が国の周辺海域において国際情勢が緊迫化している情勢の中、遠方離島上で発生した犯罪に海上保安官が対処できる仕組みを導入するなど、海上警察権を強化していくということで本法律案を提出をさせていただいているところであります、現状における海上保安官の執行権限の充実強化を図るため、速やかに措置すべき事項について取りまとめたものであります、重要な法案だというふうに認識をしておりますので、是非御理解と御協力をいただければというふうに思っております。

○藤井孝男君 もう一步踏み込んでお聞きしたかったことは、この法案、国交省としていろんな提出の順番があると思います。これは衆議院で提出された法案ですけれども、しかし、私はこれはは、今の尖閣諸島の問題に限らず、無人島含めて港湾の整備のないといった離島、そういういたことにに対するやっぱり日本の、安全操業はもちろんありますけれども、やっぱり日本の領土、領海をどう守つていか、本当はこの問題は実は、いざれ法案として審議をしなきやいけませんけれども、私は、この優先順位という観点から、大臣はこの法案に対してもう一度優先順位として位置付けられているか、あえて質問をさせていただきたいと思います。

○國務大臣(羽田雄一郎君) それぞれ出させていただいた法案は大変重要な法案であります。我が国の周辺海域、いろいろな案件がございまして、一日も早い審議、そして法案の成立に向けて御議論をいただきたいという姿勢でございます。

そういう中にあっても、この法案、特に近年、ちらの方に持つていくとか、また定員の増強等も含めてしまつかりと対応しているところであります。なるべく体制強化ということ等を含めて、今の現状の中でも新しい艦艇は入つたなるべくそろでございます。

○國務大臣(羽田雄一郎君) できるだけこの法案が速やかに国会で審議され成立されることを私どもは強く要請をしておきたいと思います。

そこで、海上保安廳長官にちょっとお伺いしますけれども、一昨年の尖閣諸島以来、中国の公船といいますか、漁船を含めて監視船であるとか、

そういうた船が頻繁にあの領海内と申しましようか、近辺を出没、出没という言葉が当てはまるかどうか分かりませんけれども、いろいろ侵犯をしたり、あるいは警告したり、いろんなことが繰り返されておりますけれども、特に一昨年以降、いろいろそういうた事例については海上保安庁としては把握をしていると思ひますけれども、今年に入つて例えはそのあれが増えてきたとか、侵犯回数だとか、そういうた公船の数が増えたとか、そういうことについて基本的にはどういう今状況であるか、お教えいただければ思つています。

し、様々な形で中国国籍の艦船が我が領海内を出入りしていると申しましようか、そういう状況であるということは変わりはないということになります。

これはもう委員の皆さん方もよく御承知のところ、日本という国は、国としての面積は三十八万平方キロメートルでありますけれども、しかし、今長官の答弁の中にもありましたように、いわゆる排他的経済水域という形の中で見ますと、これは世界で六番目の海洋権益というのを持つてゐる国であると。

が感じられない。こうしたことを、これは何をも
民主党だと自民党だとというんじやなくて、
日本人として自らのやっぱり自立と申しましよう
か、そのためにはこうした法整備をしっかりとして
いかなければならないと思っております。
しかし、この法案、これから審議をして、私、
また質問できれば質問させていただきたいと思いま
すけれども、いろんな意味で改善点はあります
。しかし、もう一步突き詰めていくと、今度の
この法案の基本というのは、やっぱり退去命令と
いうのが基本なんですね。領海侵犯という角度か

す。関係省庁としっかりと連携を取るということは重要なことだといふうに思つておりますので、しっかりとお話をさせていただきたいと、ういうふうに思つたところでござります。

○藤井孝男君 ここで私は何も自分の持論を展開するつもりはありませんけれども、中国、特に今之共産党一党独裁による共産党国家といいますか、そういう国に対して、決して我々の方から何か挑発するとか、あるいは何かけんかをするとか、そういうつもりは全くありません。しかし、どこの国であつても、どういう社会体制、政権で

○政府参考人鈴木久泰君)　お答えいたします。
委員御指摘のとおり、一昨年九月の中国漁船の
我が方の巡視船に対する衝突事件以来、まず中国
の漁業取締り船がかなり頻繁に尖閣諸島周辺海域
に現れるようになります。我々としては、
領海というのは海岸線から十二海里、約二十二キ
ロまでなんですが、その外側、十二海里から二十一
四海里を接続水域としておりますが、ここに現れ
に際には、その毛り頂母に入るなど、うこで

これは大変な海洋権益を我が国は有しているわけでありますけれども、そういう中で、権益を守るために、あるいは領土、領海を守るためには、やつぱりそれなりの法整備がなければ、多分、中国の監視船と申しましようか、漁船監視船とか、いろいろな形で出没することは一体どういう意味かといいますと、私なりに考えますと、やつぱり相手側は全部日本の法体系全てを知り尽くしていらっしゃいます。

らの法整備ではなしに、むしろ退去命令をするために強化をいかにしていくかという改善点があるんだろうと思います。

あつてもお互ひの、自國は自國としての誇りと
やつぱり権益を守るといふのは毅然たる態度で云
していかなければならぬと思つております。
そういう意味で、先般も民主党の国会議員と白
民党的国会議員六名で、六月九日、十日、尖閣諸島
島に船で視察をしたという先般報告も聞きまし
けれども、これはこれとしての一つの大きな私はけ
ある意味で成果を上げてゐることだらうと思いま
す。

が隣にはその分の命消し入るやうか」とレン、こうして警告をして追い返すということをやつておりますが、この接続水域に現れた回数がもう今十九回ございまして、毎月一回ぐらいの頻度でやつてきております。

例えば、前にもこの委員会で発言したことがあ
るかもしれませんけれども、航空自衛隊にはスク
ランブルという、そういう行動が取れていますけ
れども、残念ながら陸上自衛隊、海上自衛隊には

が、その点について、大臣に、今度の法案、これから審議をしますけれども、やっぱり欠けているのは、まだまだ、日本の領海を侵犯した形の中の法整備。これは国土交通委員会ではなくて、むしろ

日本といふゆる領海であり、そしてまた特に中國は、これは昭和四十四年、一九六九年にたしかに国連の、何といいますか、アジア極東経済委員会での調査によつてあの海域にすばら

一度、漁業取締り船に領海に入し入られたことがありますし、それからもう一つ、国家海洋局の海洋監視船というのがあるんですが、これにも一度少し領海に入られたことがありますて、また一度追い返しましたけれども、いずれにしても、我々としては、その時々の情勢に合わせまして、体制を強化するなどしながら適切にこれに対応するということですやつてございます。

でいては、これはとても先ほど言った海洋権益を守ることはできない。やはりいわゆる自衛隊法の改正、海上自衛隊の法改正が必要だというふうに私は思つてゐるわけであります。

しかし、こうしたことを一つ一つ具体化していくまんと、やっぱり日本のそうした海洋権益自体が守られないという認識が国内にも、特に私も昨年、石垣島へ行つてしまひましたけれども、漁業関係者だけじゃなくて、今、民主党政権の政府に対しても、やつぱり我が国の国家は、自分たちの国土、領海は自分たちの手で守るんだという氣概

せるよと、外務省に対しても、あるいは防衛省に対しても、これは我々だけではとてもこれでは十分な、領土、領海を守る海上保安業務を一生懸命やるべきだ、やつぱり一体となってやるために田大臣御自身から積極的に関係省庁に対して働きかけていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

いは明治政府が、これは我が国の領土である、領海であると、我が国の國土であるということを宣言してずっと来たものが、突然そういう形で中国が領土の核心的なやはり我が國の、自分たちの國の領土であるということを喧伝し始めて、それが堂々と今日日本に対しても、あるいは国際社会、それがある面では別な意味でフィリピンとの関係でも大変な争いになつてゐる。そういう国柄であることをしっかりと認識した上で、やっぱり我が國の領土、領海をどう守つていくかということが大事なことだと思っております。

また、離島関係の法律も出させていただいておりまし、私どもも賛同いたしておりますけれども、やっぱり日本という国が自立するためにも、特に中国に対する考え方というのは、いろんな考え方がありますけれども、やっぱり一番大事なことは、自分たちの国の考え方というのを相手にしつかり説明することはもちろんですけれども、主張することも大事だと思っています。

そこで、まだ大臣就任したばかりでありますし、国会も開会中でありますけれども、海外視察などかそういうこともありますけれども、そもそも、むしろ私は、中国に行かれて、逆に、北京政府といいますか、中国政府とこういった問題について、たゞ單に何か浮いたような話合いぢやないで、ただ単に何か浮いたような話合いぢやないで、今回G20でも限られた時間でありますけれども、ブーチン大統領と総理が話されたということでありますから、これもやっぱり北方領土という、これは我が國の固有の領土であることは間違いありません。しかし、残念ながらああいう状況が続いている。しかし、何とかこれを打開しなきゃいけないという姿勢をやっぱり積極的に進めていく。

そういう意味では、私は、尖閣諸島に限らず竹島の問題も含めて、やっぱり相手国と堂々と、我が國の主張をしつかりと、もちろん外務省はやっているけれども、外務省任せにするんじゃなくて、私はすべきだと思いませんけれども、これは今具体的に海外に視察ということはないでしようけれども、大臣の今後ともそういうたぐいとの、特に国土交通大臣として、単に交通あるいは観光、そういうたぐいの話合いも、友好的な話合いも結構ありますけれども、こうしたデリケートな問題もむしろ率直に話していかれればなと思っておりますけれども、その点について大臣の決意というのをお聞かせいただければと思います。

○國務大臣(羽田雄一郎君) 我が国の領土、領海を守る国土交通省、海上保安庁として、しっかりと認識を持つて世界に対しても我が国の領土、領海

については話していくべきだという御主張はよく理解をさせていただいたところであります。

外務省が一義的には主管をされているというふうに思っておりますが、基本的にこの海上保安庁を有する国土交通省として、大臣として対応していきたいというふうに思っております。

○藤井孝男君 是非積極的に大臣として、せっかく国土交通大臣、精通されている政治家の一人である羽田国土交通大臣が誕生したわけですから、是非頑張っていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、もう時間も大分たちましたので、そろそろ最後の質問にしていきたいと思つておりますけれども、実は、先ほど、私 石垣島にも行つてしまひましたけれども、今年沖縄にも行つてしまひました。それで、いろんな方々と会いましたけれども、漁業関係者あるいは首長さんともお会いしました。それから、沖縄ではかつて大変な犠牲を、沖縄の人たちは十万人を超えるといいますか、二十万人とも言われておりますけれども、大変な大きな犠牲を払つた沖縄のそいつた苦い体験をされた方々の話を聞かせていただきました。

しかし、そういう方々のいろんな話の中で、やっぱり自衛隊を何とかして常駐してもらいたいということで、いろんな形で自衛隊もこれから常駐させるんだと、離島の方にも、そういうことも具体的に出てきておりますけれども、やっぱりこの今度審議されようとしている領海警備法、いわゆる海上保安庁の警察権の強化という問題は、これが結構評価されているんですよ。

というのは、漁業関係者も含めてやっぱり日本の政府は少しでも前へ進んで我々の権益を守ろうとしているんだ、あるいはこれ一步下がつて見ますと、中国の霸権主義というか、それから見ますと、何もそれは、尖閣諸島は単なる一目標にすぎないんで、広く言えば琉球政府 かつての、いわゆる沖縄も含めての、そこまでを狙つているんだ

政府が、こういう小さいといいますか、この海上保安庁の警察権の強化一つにしてもちゃんと見ているんだなど、そういう思いなんですね。その姿勢というのは、また評価というのは非常に大事だと思います。

だから、先ほど私、質問で申し上げましたように、やっぱりこうした法案、何か狭い範囲の、小さなことからしつかりと進んでくることが、先ほど大臣も積極的に外務省あるいは関係省庁にも働きかけるという、そういう答弁をいただきまして、まさに広く言えば、世界の六番目の経済水域の海洋権益を持つていてる国家でありますから、こうした小さな、隗より始めよと申しましようか、

すけれども、実は、先ほど、私 石垣島にも行つてしまひましたけれども、今年沖縄にも行つてしまひました。それで、いろんな方々と会いましたけれども、そういうことにについて私も期待をいたしておりますけれども、最後に、やっぱり今後の国土行政の中でも、なかなかこうした問題について本当に大臣は、せっかく就任しましたので、国土交通大臣としての決意を改めて最後にお伺いして、私の質問を終えたいと思います。

○國務大臣(羽田雄一郎君) この海上保安庁の重要性、また、やはり領土、領海を守つていくという意味でも、世界に向けて、やはりこういう一つ一つの小さなことかもしれませんけれども、この法案の改正によつて大きく世界に発信ができるというふうに思つておりますし、やはりこれからも一つ一つ、海上保安庁の体制強化について予算措置も含めてしつかりとしていきたいというふうに考えております。

○藤井孝男君 大臣、最後の一言、言われましたけれども、やっぱり体制整備の強化といいますか、装備も、それから人材も、しかし一隻海上保安庁の船を建造する予算を付けてもやっぱり三年四五年かかるわけですね。ですから、そういう一方でやっぱり法体系の整備というものをして、そういう三三位一体と申しましようか、そういうことを中で、こういう日本の領土、領海を守るため、安心を、安全を国民の気持ちにこたえるため

に頑張つていただきたいと思います。
以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○谷合正明君 公明党の谷合です。

羽田大臣におかれましては、前田大臣の後を継ぎまして大臣に就任されました。まず、国民の生命と財産を守る極めて重要な国土交通行政でございまして、まず大臣にお祝い申し上げますとともに、今後の大臣の手腕を期待させていただきたいと思いますし、しつかりと取り組んでいただきたい

と思っております。
その上で、今日は所信に対する質疑ということになりますので、所信に出てきました大臣の決意について質問させていただきますが、まずその前に、ちょっとと大きな包括的な話を質問させていただきますし、しつかりと取り組んでいただきたい

政権交代後、国土交通大臣は羽田大臣で五人目でございます。今国会は、その中におきまして、国土交通委員会では提出法案十本のうちまだ今一本しか成立していないという状況であります。今日午後、タンカーの法案、参議院ではまた審議いたしますけれども、会期末を目前とする中でこの法案の達成率というものは極めて、過去の中でもなかつた事態であります。

そういう意味では、達成の低いこの現状についての受け止め、どう受け止めていらっしゃるのか、そして今後どうこの法案審議に臨もうとされているのか、決意を伺いたいわけであります。

総理から、国対委員長としての手腕を期待したく答弁でその話をされるのかもしれませんのが、むしろ国対委員長として国会のこの法案の、何ですか、達成率を招く、言わば責任者の、一番責任あるポジションにいらっしゃったわけであります。総理からのメッセージがあつたと、恐らく答弁でその話をされるのかもしれませんのが、私が極めて大事じゃないかなと思いますが、改めてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(羽田雄一郎君) 今国会においては、十一本の新規法律案と一件の国会承認案件のほ

か、交通基本法案の継続審議をお願いしているところでありまして、現時点でのうち成立したのは都市再生法の一部改正法案一件にとどまっています。この状況でありますと、国土行政を円滑に実施するために大変重要な法案ばかりでございまして、したがつて、国土交通大臣としては、それぞれの法案の趣旨及び必要性につき関係各方面に御理解をいたしました上で、速やかに御審議いただけるよう最大限努力してまいりたいことが所管大臣としての責任だというふうに考えております。

ここまで国会対策委員長を務めてまいりましたが、一本しか通せていないというのは責任は感じておりますけれども、しっかりと大臣として取り組ませていただきたいと思っておりますし、御協力、御指導賜りますよう心からお願いを申し上げます。

○谷合正明君 国対委員長としてこれまでの、何といふんですかね、苦労を逆に生かしていただきたいとは思うんですが。

記者会見の中では、ミニフェストに掲げた目標は二年間で達成されたというふうにされているわけありますが、要するに、このコンクリートから人への評価を大臣としてはどう受け止め、この旗はこれからも掲げ続けるのか、もうこれは旗を降ろすのか、あるいはその旗に加えてまたもう一本旗を立てるのか、この辺り、大臣の考え方を披露していただきたいと思っています。

○国務大臣(羽田雄一郎君) コンクリートから人のスローガンに対する評価いかがというお話をいろいろ思つておりますが、やはり政権交代後、ミニフェストにおいてコンクリートから人へという中で、着実に私は進めてきたというふうに感じております。これは、高校授業料の無償化、

また、今、児童手当に変わりましたけれども、子ども手当の創設、そして大学も奨学金制度等拡充しております。そういう意味では子供の育ちに責任を持つていくんだという民主党の考え方、これは今も生きていると、こういうふうに考えておられます。

そういう中で、コンクリートが悪だということではありません。やはり公共事業、事業内容を精査して、真に必要な社会資本整備、選択と集中の中を行っていくと、効率化を進めていけばコンクリートから人に財源を少し移す中でもしっかりと国民の安心、安全は守つていけるんだというふうに思つておりますし、今これだけ経済状況厳しい中でも選択と集中、効率化というものを進めていくべき、真に必要な社会資本整備というものは着実に進めていく必要があります。

そして、東日本大震災、この災害のリスクといふことにしっかりと向き合つていかなければならぬという、ここにまた一つ課題が突き付けられているというふうに考えておりまして、国民生活の安心、安全を確保するとともに、子供たちや孫たちの時代に誇れる持続可能な国土・地域づくりを進めるために、真に必要な社会資本整備については、先ほども申し上げたとおり、選択と集中の考え方の下、ソフト政策の施策とも組み合わせつつ着実に進めていくことが必要なんだと、いうふうに考えているところでございました。

○谷合正明君 人の部分に対する投資が本当に厚くなつたということは私も理解します。ところが、その人に対する投資をコンクリートから持つてあるということを、これをまだ、大臣の今の発言を聞いていると、継続するんだという答弁だったと思います。大幅に増やすわけにはいかないと言うんです。されども、じゃ減らすことをまだ継続していくのかどうかというところだと思うんですね。

この辺り、表現、定量的な表現じゃないから、定性的な表現だから、受け止め方によつては千差万別ありますけれども、もう一度発言していただきたい、そうしないと、やっぱりコンクリートから人へ、継続しているんだなどということになると思うんですね。

○国務大臣(羽田雄一郎君) 公共事業費という形ではなかなか大きく増やすことはできない、というふうに思いますが、防災の観点とか、やはり人の命を守るという観点、また一括交付金という地方に自由に使つていただけの、大体公共事業に使われていると思うんですけれども、そういうふうに思つてあります。それで、公共事業をどんどん増やすという状況ではない中でも選択と集中、効率化というものを進めていくことは、必ず既に確保されているいるということを、ある程度の予算がもう既に確保されているいるふうに思つております。また、そういう中での選択と集中と真に必要な社会資本整備というものは着実に進めいかなければならぬので、観点を変えた形で着実な実行をしていきたいというふうに思つております。

○谷合正明君 今、防災という言葉が出てまいりました。質問通告の順番をちょっと変えまして、強靭な国土づくりのところから質問させていただきます。

これ、大臣所信の中にも強靭な国土づくりというものが入つているわけであります。我が党も、大臣御案内とのおり、防災、減災に着目した社会資本整備ということで、アメリカのニューディール政策に倣つて防災・減災ニューディール政策というものを発表させていただきました。

今、国と地方を合わせて年間約十五兆円規模の公共投資があると思います。これでは老朽化する社会資本に対応できないということで、追加的に投資をしようではないかと、しかも集中的に、十年間で百兆円規模の集中投資が必要ではないかというふうに考えております。中でも、既存のストックの中でも極めて防災に重要であると考えられるものについてはしっかりと集中投資していくことがあります。

大臣から先ほど、選択と集中とか真に必要な社会資本整備という言葉が聞かれました。これは当然そうだと思います。老朽化する社会資本整備の維持、更新、どうするかということだと思うんですけどあります。戦後、高度経済成長時代に造つてきたものが、コンクリートの耐用年数五十年、六十年を超えるものが多く出てきます。これからもつと出てくるわけですが、この社会資本整備の維持、更新に關して、戦略的な維持管理ということを予算委員会でも大臣は使われましたが、具体的にその戦略的というのはどういうことなのかと。戦略的という言葉を付ければ戦略的になるわけじゃありませんから、どういうことを指して大臣は物を申しているかと、聞かせていただきたいと思つています。

○国務大臣(羽田雄一郎君) 今御指摘いただいたように、我が国においては高度経済成長時代に集中投資した社会資本整備の老朽化が進行しております。それから五十年、六十年を超えるものがどんどん増えてくるという中であります。

社会資本整備、その役割を十分果たすことができるよう適切な老朽化対策を講じることが必要だと、この認識を持っておりまして、このため、社会資本の大半を占める地方公共団体が管理する施設を含め、国土交通省所管の主な社会資本の実態把握を進めるとともに、定期的な巡視点検の実施、長寿命化計画の策定、予防的な修繕や計画的な更新を進めるなど、戦略的に維持管理、更新を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

また、現在見直しを進めている社会資本整備重視計画においても、四つの重点目標の一つとして、社会資本の適切な維持管理、更新を行うことを位置付けるよう検討を進めているところであり、計画策定後はそれに基づいて重点的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○谷合正明君 必要性というものは皆さん共有するわけであります、やはり何といつてもこの財源をどうするかということが極めて大きな問題であります。我が党としては、先ほどニューディール政策と申し上げましたが、建設国債、また復興債を参考にする形で、ニューディール債、償還期間の短いものであります、あるいは民間の手法も使いながら財源を捻出すべきではないかということも提言させていただいております。その限られた財源をいかに効率よく使っていくかという点だと思います。

先ほど大臣は、社会資本整備の実態把握とか点

その中で、直轄の国道におましても、老朽化する道路橋を適切に維持管理するために五年一回の定期的な点検に基づく長寿命化修繕計画、これを策定し、これに基づく予防的な修繕等の計画的な実施により道路橋の長寿命化を進めているところであります。災害に強い国土の実現のために社会資本がその役割を十分に果たせるようになりますことが重要であるとともに、道路橋の長寿命化対策を進め、引き続き戦略的な維持管理を実施していくたいと考えております。

資産が向上して、もう住宅宅地も建つ等の極めて大きな経済効果があったということなんですね。もう一つ、私が聞いてびっくりしましたのは、その地下放水路を海外からもかなり注目している、海外も。例えば韓国のソウルであるとか、ノンドネシアのジャカルタとかタイのバンコク、うした大都市も日本の防災・減災技術に注目していると。むしろ、もう積極的に導入したいと話だそうです。

ところで、インフラ輸出ということでいいますと、先ほど申し上げましたアセツトマネジメントというものが国際標準化という動きがあるわけですが、

一四年に規格を取りまとめる予定と聞いております。今後、学識経験者及び関係機関との情報共有を進めるとともに、海外への我が国企業のインフラ輸出において支障が生じることのないよう国内審議委員会を通じて意見を述べてまいりたいと考えております。

○谷合正明君 是非よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に移ります。

東日本大震災からの復旧復興でございます。大臣の所信の一一番最初に、この東日本大震災の復旧復興ということが挙げられておりました。私、極

検とかいう言葉が様々出てまいりました。予防的な措置をとつていくことですが、私が思ひますのは、社会資本整備の中にも、建物、建築物もあれば、道路や橋といふものもあります。建物であれば例えば統合とかいうこともできるわけであります。ですが、効率化できるわけであります。しかししながら、道路とか橋とか上下水道といったものは、簡単にそれを一本化するとか統合するとかいうことはなかなかできないわけでござります。

そこで、アセットマネジメントという今概念が注目されているところであります。今、東京都でありますとか青森県がこのアセットマネジメントということを導入しておりますが、こうした概念、実際に新規更新した方が安いのか、要するに、造り直した方が安いのか、あるいは補強した方が安いのか、コストが下がるのかどうか、そういったものをしっかりと判断していくわけでありますね。こうしたアセットマネジメントの概念を、例えば直轄の国道、そういうたところでも導入していくべきではないかと考へておりますが、政府の所見を伺いたいと思います。

○大臣政務官(津島恭一君) 今の委員の御指摘でござりますけれども、我が国におきましても、高度経済成長期に集中的に整備された道路あるいは橋の老朽化が進行している。今後適切な維持管理がより一層必要になるのではないかということで考へられると思っております。

約一兆六千億円掛かるというふうに見られたものを、こうしたアセットマネジメントという概念によって将来の状態を予測して、計画的、効率的に整備、管理するということにおいて約五千億円まで大幅に縮減できるということでありまして、同じ効果をもたらすにしてもコストを下げることができるということあります。しつかりと国でもこれを、道路だけじゃなくて、全般的にやつていただきたいと思います。

それで、アセットマネジメントについてもう一つ伺いたいと思うんですね。それは国際標準化という話であります。

防災とか減災に関するインフラというのは、害は私は国内のみならず海外にも極めて重要な概念だと思っています。私もアフリカとかアジアの国際協力の関係で仕事をしてまいりましたが、実はこれから開発途上国なんかでも防災と減災という概念を公共投資に盛り込んでいくことが重要なテーマになつてくるわけですね。

先般、私、埼玉県の春日部市にあります首都圏の外郭放水路へ行きました、これは荒川と江戸川に挟まれた地域、毎年洪水等に悩まされてきてるわけでありましたが、地下五十五メートル、六千口の総延長の距離の地下放水路を造ることによつて、年間七回ぐらい稼働するそうですが、ほぼ浸水被害というのはなくなってきたと。総事業費は二千三百億円なんだけれども、結果的には

ります。ところが、我が国というのはルールメキシングがなかなか得意ではありませんで、例えば、イギリスだったと思いますが、アセットマネジメントの国際標準化はこれをリードしていくわけでありまして、もしかしたら、このアセットマネジメントの国際標準化発効予定の二〇一四年二月以降なんですけれども、インフラを輸出する場合はこの規格に基づいたマネジメントが要求されるんですが、その対応が我が国は本当にできることかという問題が出てくるわけであります。そこで、この動きにしっかりとコミットしながらいくことが、我が国としてもイニシアチブを發揮していくことは重要なと感じます。政府の考え方をお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(津島恭一君) お答えを申し上げたいと思いますが、まず、ISOの55000ミリーズの国際基準ということをございます。この設置されたプロジェクト委員会におきまして検討が進められておりまして、我が國も同委員会に参加しているところであります。

国土交通省といたしましても、我が国におけるインフラの最適なアセットマネジメントや海外への我が国企業のインフラ輸出の観点から、このプロジェクトにつきまして大変注目をしております。現在、我が国におきまして関係機関がISOの55000シリーズを検討するためには設置された国内審議委員会に参画しているところであります。二〇一四年

でこれは大事ではないかと思いました。その上で大臣に伺いたいと思います。

震災発災直後は、これは東日本大震災とよく名稱で言われますので、東日本だけじゃなくて実は長野県の栄村含めて大きな、広範な被害が起きたわけあります。大臣はもう地元でございますからすぐに行かれているわけでございますし、これまでいろんな現場の声も入っておられますでしょうかし、また被災地域もいろいろと行かれているんだと思います。

それで、ただ、特に被害の著しい岩手、宮城、福島、こうした被災地、この被災地に対して、実際に現地を歩いてきてどう思われてきたのか、そして復興に対する改めて大臣の決意というのを伺いたいと思つております。

○國務大臣(羽田雄一郎君) 長野県も被災地でございます。なかなか認識をしていただいてない方も多いわけでありますけれども、実際には、東日本大震災という名稱になつて、やつと長野県も被災地として位置付けられて被災地と同じような措置を受けられるというような状況になつたというのが現状でございまして、発災当初はなかなか国においても長野県の被災地という認識を持つていただくなつてしまつたところでありますけれども、今しっかりと取り組んでいただいていると、こういうことでござります。

実際に、私も、国会対策の委員長を務めており

その中で、直轄の国道におきましても、老朽化する道路橋を適切に維持管理するために五年に一回の定期的な点検に基づく長寿命化修繕計画、これを策定し、これに基づく予防的な修繕等の計画的な実施により道路橋の長寿命化を進めているところであります。災害に強い国土の実現のために社会資本がその役割を十分に果たせるようになりますことが重要であるとともに、道路橋の長寿命化対策を進め、引き続き戦略的な維持管理を実施していきたいと考えております。

資産が向上して、もう住宅地も建つ等の極めて大きな経済効果があったということなんですね。もう一つ、私が聞いてびっくりしましたのは、その地下放水路を海外からもかなり注目している、海外も。例えば韓国のソウルであるとか、ソウルネシアのジャカルタとかタイのバンコク、こうした大都市も日本の防災・減災技術に注目していると。むしろ、もう積極的に導入したいと言ふ話だそうです。

ところで、インフラ輸出ということでいいますと、先ほど申し上げましたアセットマネジメントというものが国際標準化という動きがあるわけでもあります。ところが、我が国というのはルールメイキングがなかなか得意ではありませんで、例えば、イギリスだったと思いますが、アセットマネジメントの国際標準化はこれをリードしています。これでありますと、もしかしたら、このアセットマネジメントの国際標準化発効予定の二〇一四年二月以降なんですけれども、インフラを輸出す場合にこの規格に基づいたマネジメントが要求されるんですが、その対応が我が国は本当にできることかという問題が出てくるわけであります。そこで、この動きにしっかりとコミットしながるいくと、いうことが、我が国としてもイニシアティブを發揮していくことは重要だと思いますが、政府の考え方をお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(津島恭一君) お答えを申し上げたいと思いますが、まず、ISOの55000シリーズの国際基準ということになります。この設置されたプロジェクト委員会におきまして検討が進められておりまして、我が國も同委員会に参加しているところであります。

国土交通省いたしましても、我が国におけるインフラの最適なアセットマネジメントや海外への輸出の観点から、この件につきまして大変注目をしております。現在、我が国におきまして関係機関がISOの55000シリーズを検討するため設置された国内審議委員会に参画しているところであります。二〇一

す。今後、学識経験者及び関係機関との情報共有を進めるとともに、海外への我が国企業のインフラ輸出において支障が生じることのないよう国内審議委員会を通じて意見を述べてまいりたいと思いますし、しっかりと後押しをしてまいりたいと考えております。

○合合正明君 是非よろしくお願ひします。
それでは、次の質問に移ります。

東日本大震災からの復旧復興でございます。大臣の所信の一一番最初に、この東日本大震災の復旧復興ということが挙げられておりました。私、極めてこれは大事ではないかと思いました。その上で大臣に何点かお伺いしたいと思います。

震災発災直後は、これは東日本大震災とよく名稱で言われますので、東日本だけじゃなくて実は長野県の栄村含めて大きな、広範な被害が起きたわけであります。大臣はもう地元でございまさらすぐに行かれているわけでござりますし、これまでいろんな現場の声も入つておりますでしょうし、また被災地域もいろいろと行かれているんだと思います。

それで、ただ、特に被害の著しい岩手、宮城、福島、こうした被災地、この被災地に対して、実際に現地を歩いてきてどう思われてきたのか、そして復興に対する改めて大臣の決意というのを伺いたいと思っております。

○国務大臣(羽田雄一郎君) 長野県も被災地でございます。なかなか認識をしていたいらない方も多いわけでありますけれども、実際には、東日本大震災という名稱になつて、やつと長野県も被災地として位置付けられて被災地と同じような措置を受けられるというような状況になつたという方が現況でございまして、発災当初はなかなか国においても長野県の被災地という認識を持つていただくなづくのに私自身が苦労したところでありますけれども、今しつかりと取り組んでいただいていると、こういうことでございます。

実際に、私も、国会対策の委員長を務めており

まして、国会において、東日本大震災の復旧復興に向けた予算、第一次、第二次、第三次、第四次と次々と補正予算も組ませていただいたわけでありますけれども、野党の皆さん御理解をいたぐべく国会の中で努力をしろということでございまして、なかなか国会対策委員長のときには、研修会のときに訪れることができましたけれども、被災地に足を運ぶことが許されない状況がございました。

実は先般、日曜日に宮城から、仙台に入りました、石巻また南三陸町、気仙沼、陸前高田と、大変被害の多かった地域でありますけれども、ここを視察をさせていただきたいところであります。やはり大臣として現場主義でしっかりとやっていきたいと、対応していくみたいという思いでお伺いをさせていただきました。

またまたこれから遅れ時間が許す限りこのことは続けていただきたいなというふうに思つております。石巻では本当に、各企業さんがそこに残つて業をしていくんだという力強い言葉をいただき、そして国土交通省に対し等、本当に被災者に寄り添つた対応をしていただいていると、こういうことで、行くところ行くところで感謝の言葉ばかりでございました。

そういう意味では、なかなか報道等では分からぬ部分で多くの皆さんのが国土交通省に対して期待もし、そして今日まで寄り添つて住民、被災者の皆さんとの合意形成を丁寧に行つてることに対する認めていただいているなというふうに思つておりますし、このことをしっかりと形にしていくときだというふうに思つておりますので、今後とも国土交通、幅広い行政ではありますけれども、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思つております。

○谷合正明君 現場主義ということで、早速地域として岩手南部を訪れたということありますけれども、岩手の大船渡以降、また被災地域、まだ長く続いております。

そして、私自身、昨日福島県の南相馬に行つてまいりまして、原発の事故から避難されている方の話を直接伺つてきました。いろんな思いを述べてもらつしゃいます。とにかく風化させていただきたくないという思いもありましたし、特に大臣、今日委員会質問するんだと言つたら、とりわけ国土交通大臣に直接現場に来ていただきたいと福島の方から強い要望がありました。

福島、まだ行かれていないということなので、是非行つていただきたいと思います。

特にこの浜通りの道路ネットワーク、これを本当にやつていただきたいと。

実際に、例えば、地域によつては今まで住めなかつた地域にもこれから住めますよという帰還が始まるとんすけれども、ただ、それはただ単に政府がそういう発表をしてるだけであつて、インフラも何も変わつてないのに、ただただそういう解除になつていてるだけだ、このインフラを本当にしつかりしてもらわないと私たちの生活は元に戻らんないんだと、切実な声をいただきました。

年間二十三ミリシーベルト未満の区域では、東日本高速道路会社が平成二十四年の三月に工事を差し、年間二十三ミリシーベルト以上の区域では、環境省が実施中の除染モデル事業の結果を踏まえ、工事を進めるとしております。そしてまた、警戒区域外の南相馬インター以北の未供用区間であります相馬インター、そして山元インターにつきましては、平成二十六年度を供用目標としているところであります。

最後に、国道六号についてでありますと、波瀬港

改めて、この浜通り含めた道路ネットワーク、国土交通省、要望いたしていると思いますが、これに対する取組を加速化していただきたいと。これ、長く時間掛けると、もうどんどん人が減っていくわけあります。スピード感を持つてやっていたい。改めて決意を伺いたいと思う

など現道の課題を踏まえつつ、ルート案の検討や環境基礎調査等を進めるとともに、整備中区間の早期供用を図るなど、引き続き機能強化に努めてまいりたいと考えております。

○谷合正明君　真に必要な社会資本整備でござります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大臣政務官(津島恭一君) この問題につきまして、やはり東北の中央道、常磐道、国道六号といふところがそのネットワークの中心になつてゐると思います。その観点で少しお答えをさせていただければと思います。

もう一つ別のテーマでありますか。国際ハルク戦略港湾についてお尋ねいたします。これは、三月二十八日の本委員会でも、私、福島県の話出ましたけれども、福島の小名浜もバルク戦略港湾に指定されております。私の地元でも、岡山の水島港もこれは指定されております。

めには、浜通りと内陸部を結ぶ東北中央自動車道、そしてまた南北軸であります常磐道、そして国道六号等のネットワークの強化、そして、早期のというお話をございますが、それはそのとおりだと思つております。

これは、昨年五月に全国で十港指定しているわけであります。これは、極めて今後の我が國の成長戦略でもあると思っております。

大型船舶に対応する、いわゆる水深、航路の水

まず、中央自動車道、相馬から福島間につきましては、平成二十三年度の三次補正予算におきましては、二区間に新規事業化することとしておりまます。残る区間につきましては、都市計画の手続を行なうなど、引き続き復興支援道路として早期に機能が発揮できるようその整備に全力で取り組んでまいりたいと思います。

そこで、問題は、十港のうち五港はいわゆる公共の桟橋なんですが、五港は民間会社が持っている専用桟橋であつたりするわけです、専用桟橋を深くするというのがこのバルク戦略港湾の、いろいろ戦略あるかもしませんが、星は何と云つてもその水深を深くするということです。

そしてまた、常磐道でござりますけれども、これは御承知のように警戒区域内に入つております。関係省庁による合同チームにおいて、除染等の放射線対策の検討を進めております。

用埠頭だつたりするわけですね。なかなか民間間で社に対して公金を投入するというのが難しいといふことで、実はこのバルク戦略港湾指定されて一年たちますけれども、なかなかその先が国から方

針が出されないと、大変地元では困っています。

国家戦略として十港指定しておきながら、結局、じや整備は民間企業全部やつてくださいねということでは余りにも酷でございまして、例えば、何十億と掛かるこの航路の水深を深くする工事を一社でやるというのは、これはもう無理だと思います。そうしたら、結果的には、我が国は国際競争に後れを取ってしまうわけでございまし

て、改めて国家戦略で決めたということは、国が責任を持って対応をするべきであるというふうに考えますが、いかがでござりますでしょうか。

○國務大臣(羽田雄一郎君) この新成長戦略において国际バルク戦略港湾として十港を選定したわけでありまして、港湾管理者や荷主企業など関係者と連携して当該港湾機能の強化や輸送コスト削減に向けた検討を進めているところでございま

す。また、産業政策等との連携を図るために、経済産業省や農林水産省と情報を共有、意見交換を行なながら我が国の産業競争力の強化に資するバルク貨物の安定的かつ安価な輸入に向けた取組を進めさせていただいているところであります。

引き続き、港湾管理者や荷主企業などからの御要望も踏まえて、関係省庁と連携しながら所要の支援措置、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○谷合正明君 責任を持つて来年度の予算にはしっかりとこれを反映できるように、もう六月でございますから、国交省がしっかりと全部のこの十港の戦略を立てていただきたいと思います。昨年は鉄路港の概算要求が落ちてしまつたということですございますので、しっかりと緊張感を持つてやついただきたいと思います。

最後に、通学路の安全確保について質問いたします。

今、政府としては八月末までの緊急合同点検に取り組むということあります。関係省庁、国土交通省、また警察、文部科学省等、やつてあるわ

けであります。我が党といたしましても、このPTT、プロジェクトチームを立ち上げまして、政府にも提言をしてまいりました。

この緊急合同点検におきます道路管理者の役割等、そこで対策が必要になつたといった場合に、その予算措置についてどういう対応をしていくのかということを確認させていただきたいと思いま

す。

○大臣政務官(津島恭一君) お答えを申し上げた

いと思います。

通学路における緊急合同点検につきましては、今御指摘のように、五月二十八日に開催しました関係省庁の副大臣会議を受けまして、関係者が合同で小学校等の通学路を八月末までに点検し、必

要な対策を検討するよう、国土交通省からは各道

路管理者に対して依頼をしているところであります。

道路管理者は、学校、PTA、警察等との合同

で、地域の協力も得ながら通学路の点検や対策の

検討を行い、対策が必要な箇所につきましては、歩道の整備や路側帯のカラー舗装等の交通安全対

策を実施することとしております。

国土交通省といたしましては、通学路を始めと

する道路の交通安全対策に係る事業につきまし

て、これまでも社会資本整備総合交付金等により

地方公共団体に対しまして支援を行ってきたとこ

ろであります。今後必要となります対策につきま

して、社会資本整備総合交付金等により支援を

していきたいと思っております。

○谷合正明君 国交省の対策の中には、即効性の

ある対応もあれば、また面的な対策ということで

様々なされてると思います。例えば、ゾーン30と

いうことで、ある一定の区域を区切つて、それは時速三十キロ以内のエリアなんだというふうに指定していくわけですが、こうしたことは通常

学路の中で児童を守る上で極めて重要なだと思いま

す。

その上で、ちょっと今日は警察に来ていただき

ておりますが、例えばカーナビで、ここは通学

路に来たよといったときにはアナウンスが流れるとか、あるいはゾーン30に入りましたよというところにしっかりとナウンスが入るとか、そういう

ところにしっかりとナウンスが入るとか、そういうI.T.技術を活用したソフト対策というのもできなかつかりアナウンスがないのかと思うわけあります。しかし、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(石井隆之君) 警察では、従来か

ら都道府県警察の交通規制に関する情報について、警察部内の用に供するため、交通規制情報管

理システムを構築し運用しており、本システムに含まれる交通規制に関する情報についてはカーナビに使われる地図情報の一つとしても活用できる

ことから、民間事業者に対しても情報提供をしております。

御指摘のゾーン30とは、道路管理者と連携して最高速度三十キロの区域規制等の実施と道路の整備を適切に組み合わせることにより生活道路における歩行者等の安全を確保しようとする施策であ

ります。

ゾーン30に関する情報につきましては、現在、

本システムでは管理しております。しかしながら、カーナビを利用して運転者に対しゾーン30の

区域に入ることなどの情報をリアルタイムで提供

することができます。生き残りながら、生活道路における交通規制上、効果が期待されることとなり

ますので、警察といたしましては、カーナビを

ゾーン30に関する情報提供につきましても更

に検討を進めてまいる所存でございます。

○谷合正明君 では、しっかりと検討をして、実行

していただきたいと思います。

また、ゾーン30自体余り認知されていませんか

ら、認知されていないものをアナウンスに来て

何かよく分からぬということになりますから、

しっかりと、それは国土交通省としても、この

ゾーン30の意味と目的というのをしっかりと周知

していただきたいと思っております。

時間は二分ぐらい余つておりますが、もう終わ

りたいと思います。

大臣におかれましては、しっかりと今後も取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○上野ひろし君 上野ひろしでございます。よろしくお願いいたします。

大臣所信に対する質疑ということで、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、先ほどもちょっと指摘がありましたけれども、羽田大臣は、政権交代から五人の国土交

通大臣であります。私も当選して一年十ヶ月間、国土交通委員会で議論をさせていただいておりますけれども、この一年十ヶ月間の間に、もうこの

五人の大臣に替わられただということあります。

どうも、羽田大臣は、政権交代から五人の国土交

通大臣であります。私も当選して一年十ヶ月間、

国土交通委員会で議論をさせていただいておりま

す。様々に政治状況があつたということではある

と思います。ただ、国土交通行政の着実な実

施という観点からは若干早い交代だったのではないかというふうに思うわけであります。

特に、私、地元群馬であります。八ツ場ダムの建設予定地でございます。こういった大きな案

件、懸案がある地域では政策の継続性を心配する

声も随分ございます。また、現地で大変な混乱も生じているところでございます。

前大臣、前田大臣には、特に八ツ場ダムについ

て言いますと、建設の継続という判断をいたい

たところでありますけれども、例えばそういう

案件が、どうこの先なつていくのか、大臣が替

わつて政策の継続性はどうなつていくのか、大変

な心配もあるわけでありますけれども、そういう

点を含めて、大臣のお考えをお聞かせいただき

たいと思います。

○國務大臣(羽田雄一郎君) 民主党政権においてこれまで歴代の国土交通大臣が進めてきた政策の見直し、また総括、こういうものをしっかりと踏まえながら、そして継続性もござります、これもしっかりと踏まえながら、人命が第一、そして災害に上限はないという東日本大震災の教訓、これ

いつつ、子供たちや孫たちの時代に誇れる郷土、

国を残すためにしっかりと取り組んでいきたいと
いうふうに思つております。

○上野ひろし君 是非よろしくお願ひいたしま
す。

次に、社会資本整備の在り方についてお伺いし
ようと思つてはいたんですけども、既に議論もござ
いましたので、私の方からは、昨年の震災も踏
まえて、是非、安全、安心のために必要な社会資
本、それから地域の発展の基盤となるような社会
資本についてはしっかりと整備をいただきたいとい
うお願いをさせていただきたいと思います。

次に、建設産業を所管する立場から質疑をさせ
ていただきたいと思います。

建設産業、先ほどもこれも議論がありました
が、地域経済を支えるという意味でも大変な大き
な役割がござります。また、先般の震災のときも
そうでしたけれども、一たび災害が起きると先頭
に立つて復旧復興に当たられるということで、地
域の災害対応力の維持向上といった点からも大変
に大きな意味がある重要な産業ではないかと思つ
ています。

所管する立場として、今後、建設産業、関連産
業の振興、発展にどのように取り組まれるのか、
また、先ほど公共調達適正化研究会、私もメン
バーでありますけれども、ちょっと触れてもらいた
だきました、そういうところでの検討も含め
て、どのように今後対応されるのか、お聞かせい
ただきたいと思います。

○副大臣(奥田建君) 上野委員からは、やつぱり
建設産業全体の疲弊について御心配なさる質問を
幾つか、何回かいただいております。ありがとうございます。
国土交通省としても、どういう方策でこの建設
産業を支えていくかと、そのことはまた地域を支
えるということもあるというふうに考えており
ます。

提言という形の中で、建設産業戦略会議とい
うのを中心には今の建設産業の問題点を洗い出し
て、そしてまた、そこでその対策、あるいは基本

問題小委員会という形で実行策というものを打ち
出させていただいたりしております。今のお話と
佐藤先生の御質問にもありましたけれども、契約
形態という問題もあります。あるいは、働く人た
ちの就労環境をもつと良くしていこうということ
にも取り組ませていただいております。あるいは
は、地域を維持する、そして地域に貢献していた
だいている建設業というものをどのように評価し
ていくかということも今取り組んでいるところで
あります。

こういった数々の施策を組み合わせる中で、ま
た今の欠点を是正していくという思いもあり
ますし、またいいところをどんどん認めて伸ばし
てあげたいと、そのことで取り組んでまいります
ので、委員からもまたいろいろな御提言をいただけ
ればというふうに思います。

○國務大臣(羽田雄一郎君) 超党派で勉強を続け
てまいりましたし、その中間取りまとめをしつか
りと前前田大臣に陳情をした本人でございまし
て、しっかりとこの勉強会で出てきたことについ
ては踏まえた上で指導、指示をしていただきたいとい
うふうに思つておりますし、進めていきたいとい
うふうに考えております。

○上野ひろし君 ありがとうございます。大臣か
らも大変心強い御答弁をいただきました。

我々は、震災を踏まえて、改めて建設産業の重
要性というのを認識をしたところだと思います。

是非しっかりと取組をお願いしたいと思います。
次に、住宅産業についてお伺いをしたいと思って
ます。

住宅着工戸数を見ますと、近年大変低迷を続け
ている、八十万戸前後で低迷を続けています。は
とこらかと思います。住宅関連産業、こちらも大
変裾野が広い産業でございます。地域経済に与え
る影響も大きいということでありまして、また特
に、最近の省エネといった観点からも、この住宅
産業につきましては、例えば省エネルギー住宅、
また震災も踏まえた耐震性の高い住宅など、いろ
んな新たな需要開拓の可能性というのがあると
思つてます。

思つてますけれども、是非、そついたところを
しっかりとサポートをされて住宅関連産業の振興を
図つていくべきではないかと思いますけれども、
図つてもらいたいと思います。

○副大臣(奥田建君) 住宅産業、今委員御指摘の
とおり、本当に裾野の広い、そしてまた内需の柱
であるというふうに思つてます。一昔前は百二
十戸、そのぐらいでまたみんなが仕事が回るか
など言つていたところが、あつという間に百万戸
を切つて八十万戸台という大変深刻な状況にも
なつております。

国土交通省としましては、震災後といいます
か、前の前田大臣が大きな方針として、持続可能
な社会づくりをするんだと、そしてその中で低炭
素・循環型社会、この構築に貢献していくんだと
いうこと、そしてまた、今あるストック、これを
より良質なものにしていこうじゃないかと、そう
いった大きな柱を立てていただきました。また、
税制あるいは予算措置という中でも、低炭素・
循環型社会、ゼロエネ住宅であるとか省エネ住
宅、こういったものの普及ということに力を入れ
て取り組ませていただいているところであります。

○上野ひろし君 ありがとうございます。是非、
住宅は大事なのでしっかりとやつていただきたい
し、またいろいろ議論もさせていただきたいと思
うんですけれども、その中で一点、今日は税制に
ついて考え方をお伺いしたいと思います。
住宅について申し上げますと、これは、住宅が
消費財なのか、それとも資産というもののなかと
いう観点など、いろいろな議論があるのでない
かと思います。

住宅について言うと、資産性に着目をして固定
資産税を始めとした課税も行われております。一
方で、消費財として住宅の購入時に消費税も課さ
れるといった状況でございます。また、特に住
宅の取得時に一度に多額の、高額の消費課税が行
われる、千五百万の住宅であれば、一〇%に値に
なれば百五十万といったことで大変大きな税の支

出となるわけでありまして、税率引上げが起きた
場合にはその前後で大変な需給のギャップも生じ
る。一方で、住宅メーカーだつたり、また住宅を
建てる職人たち、その雇用という意味ではそ
んなに急激に変えることができない。税率の変更
が産業に大きな影響を与えるというのが現状なの
ではないかと思います。一方で、諸外国を見てみ
ますと、アメリカでありますとかヨーロッパでも
住宅は非課税又は軽減税率が適用されているとい
う国が大変多くございます。

今般、消費税率引上げの議論というのが行われ
ているわけでありますけれども、それを前提とす
るわけではありませんけれども、住宅に対する課
税の在り方については、今申し上げたようなこと
も含めて十分な配慮が必要なのではないかと思
います。今申上げたように、税の在り方とい
うのを抜本的に議論、検討していただく必要があ
りますし、そもそも住宅に対する課税の在り方とい
うのを抜本的に議論、検討していただく必要があ
ります。今申上げたわけでありますけれども、是非お考
えをお伺いしたいと思います。

○副大臣(奥田建君) 今、社会保障と税の一體改
革の実務者での三党合意というものを交わしてい
ただいたわけでありますけれども、またその中でも、住
宅、まあ住宅だけではありません、医療、自動
車、そういうこれまでにも税制に関する大きな論
議のあつた部分というのは特別に書き出して、
今、上野委員御指摘のように、需給ギャップとい
うものが税制の変動によって起きないようにと、
そこを配慮していかなければいけない、そしてま
た、引上げ時には十分な対策を実施するというこ
とをまた明文化していただいているところでもあ
ります。

国土交通省としましても、今の税負担の影響、
購入者の、購入意欲を持った方の行動に対しても影
響を最小限といいますか、そのことで買い控えと
か起きたり、あるいは駆け込みということが起き
ないような方策を取らなければいけないという
点、そして先ほども言いました良質な住宅ストッ
クを後押ししていくという観点、そしてまた、
しっかりと経済活性化に寄与していくんだという

さん、観光客、インバウンドでございますが、一番最近まとまった数字では、今年の四月の数字、これを二〇一〇年、二年前の四月と比べますとマイナス〇・九%ということで、大分戻つてきていますが、まだ完全に戻つてないということで、特にインバウンドにつきましてはこういう状況でございますので、これからも情報発信、それから外國のメディアとか旅行会社の招聘といったことを徹底的にやつてまいりますが、特に東北と北関東につきましては、六月から海外の主なマーケットで、この地域に限定した、東北と北関東に限定した商談会の実施とか、それから、東北、北関東についてのガイドブックのこれから作成にも入りますし、こんなことをしっかりとやつていただきたいと思っております。

それから、国内観光でございますが、これも数字がまとまつておるものが昨年の十月から十二ヶ月といふことで、ちょっと古くて恐縮でございますが、これで見ますと、全国でマイナス、対前年、二〇一〇年比ですけれども、八〇・八%でございますが、東北六県についてはマイナスの二四%、北関東三県についてもマイナス一%ということで、全国平均よりも厳しい需要でございます。

そういうことでございまして、国内観光につきましては、私どもの方で各県とも連携をして、今年の三月から東北観光博ということでお一年間、大々的なキャンペーんを張らせていただいておりますし、また、東北、北関東に訪問するといふ訪問運動、これを関係省庁と一緒になつて、関係の団体にも、会議をやるんだつたら東北や北関東でやりましようとして、こういった運動を広げております。これからもしつかりこういった形で取り組んでいきたいと思っております。

○上野ひろし君 ありがとうございました。

是非、しっかりと取組をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智でございます。

羽田大臣、就任、誠におめでとうございます。大臣には国会対策委員長としても、私も大変お世話をになりました。ありがとうございました。

お話がありましたが、私も国土交通委員会に所属をして、質問する大臣は五人目でございます。是非、大臣にはこれまでの経験、識見、そして持ち味を生かしていただき、一日でも長く職責を果たしていただきますようにお願いを申し上げた

いと思います。

それでは、早速質問に入ります。

四月二十九日に発生をしました関越自動車道高速ツアーバスの事故、そしてその後の対策についてでございます。

冒頭、事故で亡くなられました七名の方々、御遺族の方々に心からお悔やみを申し上げます。また重軽傷を負われた皆さんの一も早い回復をお祈りを申し上げたいと思います。

社民党は、五月十一日に国土交通大臣に対し、関越自動車道における高速ツアーバスの事故にに関する緊急申入れを行いました。現在、運転者や事業者に対する刑事・行政手続が進行中であります。

二〇〇〇年の改正道路運送法によつて需給調整が廃止され、免許制が許可制に緩和をされ、新規参入が促進されました。これによる過当競争、コスト削減競争が長時間乗務、過労運転や賃金の低下など、運転手の過酷な労働環境をもたらしたことは、本件を見ても明らかであります。

二〇〇七年のあづみ野観光バス事故、そして二〇一〇年九月の総務省勧告によつて、貸切りバスの安全性の問題については既に指摘をされておりました。私自身、じくじたる思いもあるわけですが、二〇一〇年十月の本委員会で貸切りバスの安全対策について質問をいたしました。しかし、当

時の国土交通省の答弁は、労働条件については労働基準法、車両については車検によって安全性は確保されているという、通り一遍の不十分な答弁でございました。

そうしたことの中で、今回の事故でございまして、これら度重なる警告を無視をして、適切な対応を取つてこなかつた国土交通省の責任は私は重大である、そのように申し上げなければならないと思います。その猛省の上に立つて、是非真摯な答弁をお願いをしたいと思います。

まず、一日当たり勤務を九時間、六百七十キロまでとする指針については、乗務距離による交代運転者の配置指針についての効果及び問題点等の検討、勉強会が実施をされました。まず、議事録の公開は求めたいと思います。

そこで、質問をしますが、現在、高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会でこの指針について見直し作業中でありますが、安全性確保のためにには、実際に乗務をする労働者や医学、生物学の専門家の意見を私は最大限、従来以上に尊重すべきと考えますが、この点についての見解を伺います。

○国務大臣(羽田雄一郎君) 今般の関越道における高速ツアーバスの事故、これは多くの尊い命が奪われ、多数の方がけがをされた、極めて重大なものと認識しております。安心、安全な国民生活のためには、公共交通の安全対策の強化に全力で取り組んでいかなければならないというふうに思つております。

また、それまでの間にも、旅行会社と貸切りバス会社の間で運送契約についての文書が作成されていません。あるいは保存されていないという実態がございますので、こういうことがないよう、こういった旅行会社と貸切りバス会社の間の運送の関係のやり取りを文書化して内容をしつかり明確に、また公正な取引を確保できるようについてござります。

また、それまでの間、これも一番目の当面の対策でござりますが、旅行会社に対しましては、安全の確保が不十分な一定の運送サービスを提供し

ております。

○吉田忠智君 是非、そうした専門家をして現場で実務を担つておる方々のそうした意見をしっかりと聞いていただきたいと思います。

その上で個別に幾つかお伺いしますが、総務省の勧告でも、立場の強い旅行会社がバス会社に対して運賃の切下げを求めたり、そして無理な運行計画を強要する不適切な例が指摘をされておりました。こうした旅行業者の不適切な行為をどのように防止していくのでしょうか。発注者側の旅行会社にも安全に対する責任を負わせる制度が必要と考えますが、いかがですか。

うに防止していくのでしょうか。発注者側の旅行会社にも安全に対する責任を負わせる制度が必要と考えますが、いかがですか。

○政府参考人(井手憲文君) お答えさせていただきます。

今回の連休中に起こりました高速ツアーバスの事故を大変深刻に受け止めしておりまして、国土交通省といたしましては、自動車局、観光庁共に元々新しい高速乗合バスへの移行を計画をしていましたところでございますが、その移行の時期を前倒ししようということで省を挙げて取り組み始めておりまして、これまで高速ツアーバスの企画あるいは実施といったことをやつて、旅行会社が自らバスのライセンスを取つて、直接運行の安全責任を負うという仕組みにするということで、この移行を前倒していきたいというふうに思つております。これが一番大きな改革だと思つております。

また、それまでの間にも、旅行会社と貸切りバス会社の間で運送契約についての文書が作成され

ていない、あるいは保存されていないという実態

がございますので、こういうことがないよう、

こういった旅行会社と貸切りバス会社の間の運送

の関係のやり取りを文書化して内容をしつかり明確に、また公正な取引を確保できるようについてござります。

また、それまでの間、これも一番目の当面の対

策でござりますが、旅行会社に対しましては、安

全の確保が不十分な一定の運送サービスを提供し

てはいけないといった趣旨の旅行業法の省令でござりますが、その省令の改正を現在準備しております。この夏のうちに公布、施行できるようになります。いふうに思つております。

いずれにしましても、旅行会社が貸切りバス会社と一緒になつて安全な旅行サービスを提供していくことが一番大事でございますので、そいつた趣旨から観光庁といたしましても旅行会社に対してもしっかりと指導してまいりたいと思つております。

○吉田忠智君　観光庁長官の今の答弁でもあります。今後、仲介業者の介在を防止していく必要があるというふうに考えますが、どのように対処されていかれるのか伺います。

○政府参考人（井手憲文君）　お答え申し上げます。

先ほど、移行時期の前倒しということで、高速乗合バスに移行する、つまり旅行会社が直接運送の責任を負うという仕組みへの移行の時期の前倒しが、そういうお話を先ほども申し上げましたが、これをやることによりまして、直接、現在は旅行会社、移行した後はバス会社でございますが、ここと貸切りバスの関係が直接の道路運送法に基づく受委託関係ということになります。

そういうことで、今の仕組みと変わりまして、旅行会社と、つまり移行後の運行バス会社と貸切りバス会社の関係が直接の関係になつてくるといふうに考へておりますので、これがやはり一番の大きな改革であり、また一番効果的な方法ではないかといふふうに思つております。

仲介業者の実態につきましては、そいつた旅行の中で今後また関連の制度の見直しを図つてしま

りますが、その中で言及が必要かななどいろいろなことがあります。それで、それまでの間につきまして、現在の旅行会社と貸切りバス会社が、言つてみればお互いに顔がよく見える関係ということをつくっていくことが大事だと思つておりますので、疎遠であつてはいけませんので、そういう意味で、旅行会社と貸切りバス会社が高速ツアーバスの安全運行協議会といったものをつくるように指導を早急にいたしまして、この協議会の中でいろいろな安全確保のための情報交換とか、あるいは場合によつては必要なチェックも行うということにいたしまして、両者が疎遠な発注者と受注者ということではなく、旅行会社とバス会社が共に、先ほどもお答えしました一緒にになって安全な運送サービスを提供するという、共に働く関係ということにしていかなければいけないんじやないかと思つております。

それから、先ほど、これは繰り返しになりますが、旅行会社とバス会社の間の契約の文書化、文書を作つてそれを保存するということも、旅行会社と貸切りバス会社の間の契約ですね、仲介を介して不完全になるということではなくて直接に契約を保存するということによって、これも取引内容がよく見える、また公正な取引になるというふうな方向に働くのではないかというふうに考えております。

○吉田忠智君 しっかりと実効が上がるようになつていただきたいと思います。

今回の事故の重大な教訓は、仮に事前規制を緩和をして参入を拡大するというならば、事後の監査体制も抜本的に強化しなければならないということです。現在、事業者は四千社を超えております。一方で、監査を担当する地方運輸局の二〇一二年度の陣容は三百二十名ということになります。監査実績も年間約千二百社ということでありますから、一社当たり四年に一回しか監査されないということになるわけであります。監査体制強化のために私は増員も必要ではないかと考えますが、この点についてはいかがですか。

○政府参考人（中田徹君） お答えを申し上げます。
貸切りバスを含む自動車運送事業者に対しましては、先生御指摘のように、輸送の安全確保の観点から、運送法に規定する事項の遵守状況について立入検査、いわゆる監査によって確認をしております。この立入検査の実施に関しては、毎年、監査官の増員等により検査体制の充実を図ってまいりました。この十年で三倍増でございますが、それでも三百二十名という体制でござります。
しかし、その既存の検査体制の中で最大の効果を得るために、重大事故や飲酒運転等の悪質違反行為、あるいは労働局からの通報等をきっかけとする等、新規参入した事業者を早期の実施対象とする等、その対象の重点化を図ってまいりました。ちなみに、二十二年度は貸切りバス重点監査といたことで二千社を監査したところでございました。
いずれにいたしましても、今後においても、限られた要員の中で実施する立入検査を更に効果的なものとするために、立入検査の在り方について抜本的な見直しを図るとともに、御指摘のように検査体制を充実しまして、実効性のある安全対策を実施してまいりたいと考えてございます。
○吉田忠智君 厳しい定数管理の中で難しい面もありますけれども、増員要求もしていただきたい、また効果が上がる監査を進めていただきたいと思います。
緊急対策として、高速バス表示ガイドラインに基づき利用者に対して旅行業者が系統のキロ数や交代運転者の配置計画などを表示をするということを検討されているようですが、その点については一步前進であります。しかし、キロ数や一名乗務か二名かで安全性の判断を求められても、一般の利用者にはなかなか判断が付きかねる点があると思います。
表示が形だけに終わらないように項目の意味についても利用者に分かりやすく解説するような工夫

夫が必要であると考えますが、この点についてはいかがですか。

○政府参考人(中田徹君) 今般の緊急対策として、高速バス表示ガイドラインを設定しようとしてございましたが、これは高速乗合バスと高速ツアーバスの違いが利用者に十分理解されていないといった根本的な問題があることを踏まえまして、その両者の差異を明確にし、利用者が適切な高速バスを選択できるようになるとともに、関係事業者による安全性等の向上に向けた取組を促すことを目的としております。このため、バス事業者、旅行業者及びインターネット上の販売サイトを含む関係者による広告等における表示や、バスの車体そのものにおける表示を適正化するための指針として作成する予定でござります。

このような目的に照らせば、まさに委員御指摘のように利用者に分かりやすいものとすることが非常に重要でございまして、御指摘の点も踏まえまして、広く関係者の声を聞くなどして工夫に努めてまいりたいと思います。

○吉田忠智君 是非、工夫して分かりやすい表示をしていただきたいと思います。

バス事業のあり方検討会最終報告でも、安全切捨ての背景にある過当競争、過酷な労働環境をもたらした規制緩和政策については言及がありません。これは極めて残念なことです。事故が起きた命が奪われた後では取り返しが付きません。元国土交通大臣、政権交代後の初代の大蔵、前原民主党政調会長も規制緩和の見直しを求めておられました。規制緩和が労働環境の悪化や安全性の低下をもたらしていないかなど、規制緩和政策の検証、安全重視の立場に立ったこれらの見直しが必要ではないかと考えますが、この点についていかがですか。

○国務大臣(羽田雄一郎君) バスについては、平成十二年及び十四年に施行された改正道路運送法において、需給調整規制の廃止や運賃・料金規制の緩和を行ってきたところであります。これにより、サービスの多様化、運賃・料金の低下など

利用者利便の向上が見られましたけれども、一方、事業者がコスト削減に走り安全面を軽視するとの懸念もあつたところであります。このため、これまでも安全対策の強化を図つてまいりました。そういう中で今回の事故が発生し、これまでの安全対策の実効性が不十分であったことが明らかとなり、極めて遺憾なことだというふうに思つております。

公共交通機関において安全確保は全てに優先されるべきであり、高速ツアーバス等、貸切りバスの安全規制の強化を六月十一日に取りまとめたところであります。これに基づき、この夏の多客期の安全確保のための緊急対策を早急に講じるとともに、引き続き安全に関する基準の強化、参入規制の在り方等について検討し、今後具体化を図つていくことにしております。

○吉田忠智君 是非、法改正まで踏み込んだ私は検討が必要であると、そのように思いますが、それらの点は要望にとどめたいと思いますが、これからもこの点についてはしっかりと議論をしていきたくことにしております。

私が最近気には、ローコストキャリア、いわゆる格安航空というんですか、いろんな問題が今出ていますね、トラブルも。だから、安全、あんなに国際的に値引き競争して本当に大丈夫なのかと、むしろ各國の主要国の国土交通大臣が集まつて、問題もこれから出し合つて、協調してやつぱり見直していくことが必要ではないかと思ひます。

またこれは、ある程度また私も資料をそろえてこの委員会で質問させていただきたいと思いますが、この航空機以外にトラックやタクシー、鉄道など、交通分野でのこの間規制緩和が進められてまいりました。私はこれについても見直しを進めいく必要があると思いますが、今日はその点についての大臣の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(羽田雄一郎君) 交通分野全般において市場メカニズムを通じた経済社会の活性化を図

るために、平成二年のトラック事業の規制緩和の方、事業者がコスト削減に走り安全面を軽視するとの懸念もあつたところであります。このため、これまでの安全対策の強化を図つてまいりました。そういう中で今回の事故が発生し、これまでの安全対策の実効性が不十分であったことが明らかとなり、極めて遺憾なことだというふうに思つております。

公共交通機関において安全確保は全てに優先されるべきであり、高速ツアーバス等、貸切りバスの安全規制の強化を六月十一日に取りまとめたところであります。これに基づき、この夏の多客期の安全確保のための緊急対策を早急に講じるとともに、引き続き安全に関する基準の強化、参入規制の在り方等について検討し、今後具体化を図つていくことにしております。

○吉田忠智君 是非、法改正まで踏み込んだ私は検討が必要であると、そのように思いますが、それらの点は要望にとどめたいと思いますが、これからもこの点についてはしっかりと議論をしていきたくことにしております。

私が最近気には、ローコストキャリア、いわゆる格安航空というんですか、いろんな問題が今出ていますね、トラブルも。だから、安全、あんなに国際的に値引き競争して本当に大丈夫なのかと、むしろ各國の主要国の国土交通大臣が集まつて、問題もこれから出し合つて、協調してやつぱり見直していくことが必要ではないかと思ひます。

またこれは、ある程度また私も資料をそろえてこの委員会で質問させていただきたいと思いますが、この航空機以外にトラックやタクシー、鉄道など、交通分野でのこの間規制緩和が進められてまいりました。私はこれについても見直しを進めいく必要があると思いますが、今日はその点についての大臣の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(羽田雄一郎君) 交通分野全般において市場メカニズムを通じた経済社会の活性化を図

るために、平成二年のトラック事業の規制緩和により、サービス内容の多様化、サービスの安全規制緩和を行つたところであります。

これにより、サービス内容の多様化、サービスの水準の向上、運賃の多様化、低廉化等の効果がもたらされたとの評価がある一方で、事業者がコスト削減を重視する余りに安全確保がおろそかになるのではないかとの懸念も指摘されてきたところです。

今般、関越自動車道において高速ツアーバスの事故が発生したところであり、御指摘を踏まえ、交通分野のそれぞれの事業の現状等について必要な検討を行つてまいります。

○吉田忠智君 また、先ほどのバスも含めて、交通関係の規制緩和についての対応についてはこれから私もしっかりと議論させていただきたいと思います。

午後からちよつと私が都合でタンカー賠償法、質問ができないので大臣に見解をお伺いしたいと思いましたが、もう時間が来ましたので、これについては賛成であることを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○委員長(岡田直樹君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

午後一時二十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

ました特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

これにより、サービス内容の多様化、サービスの水準の向上、運賃の多様化、低廉化等の効果がもたらされたとの評価がある一方で、事業者がコスト削減を重視する余りに安全確保がおろそかになるのではないかとの懸念も指摘されてきたところです。

今般、関越自動車道において高速ツアーバスの事故が発生したところであり、御指摘を踏まえ、交通分野のそれぞれの事業の現状等について必要な検討を行つてまいります。

○吉田忠智君 また、先ほどのバスも含めて、交通関係の規制緩和についての対応についてはこれから私もしっかりと議論させていただきたいと思います。

午後からちよつと私が都合でタンカー賠償法、質問ができないので大臣に見解をお伺いしたいと思いましたが、もう時間が来ましたので、これについては賛成であることを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○委員長(岡田直樹君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

午後一時二十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○吉田博美君 自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会の吉田博美でございます。

特定タンカーに係る特別措置法案について御質問を申し上げますが、その前に、羽田大臣、この度の大臣就任おめでとうございます。

私は前大臣の前田武志先生も委員として御出席をさして大きな期待をいたしております。また、今日は前大臣の前田武志先生も委員として御出席をさしておますが、前田大臣におかれましては、まあさしく大臣就任以来、常に真摯に全力で国土交通行政の推進のために御尽力をいただき、そして多くの課題について解決をしてこられました。多くは前大臣から度の大臣就任おめでとうございます。

我が国としては、こうした事態を回避し、イラン産原油を我が国に輸送するタンカーの運航を確保することで、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営を維持する必要があります。

このような趣旨から、この度この法案を提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、イラン産原油を我が国のみに輸送するタンカーの所有者が、一定の損害賠償の義務の履行を担保する契約を保険者と締結している場合、政府は、これにより手当てされる金額に相当する金額を保険者に交付する契約を、当該タンカーの所有者との間で締結することができる」としております。

第二に、この法律は、イランをめぐる国際情勢その他的情勢の変化により、イラン産原油を輸送するタンカーの運航に伴つて生ずる損害の填補について、保険金額が一定額以上の保険契約の締結が可能であると認められるに至つたとき等には、速やかに廃止することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(岡田直樹君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○国務大臣(羽田雄一郎君) ただいま議題となり

○国務大臣(羽田雄一郎君) ただいま地元を同じくする吉田委員から御質問をいただきました。

選挙も戦う同志でございますが、信州、長野県にとって我々はしっかりとスクラムを組んで、これまでも与野党の枠を超えて協力をし合つてきました。同志であるというふうに考えておりまして、今後とも信州、長野県の発展についても御理解と御協力、一緒に行っていければというふうに思つております。

また、現在、信州のことでもお話をされましたが、全体のことでお話をさせていただきたい

というふうに思っております。人口減少、少子高齢化の進展、地域経済の低迷という状況下の中で、信州を含めて地域活性化を実現するためには、経済活動や生活の基盤となる道路、新幹線等の交通インフラの整備等が重要であると認識をさせていただいております。このため、平成二十四年度予算においても、全国ミッシングリンクや整備新幹線の整備、そして地域公共交通の維持確保等、地域活性化のために必要な経費を計上させていただいております。

今後も、必要な交通インフラの整備等を推進し、地域の活性化に貢献できるよう全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○吉田博美君 大臣が信州という特化したことではなくて、地域がやはりインフラ整備の必要ということを、いつも集中と選択というその中で一生懸命やられるということでございますが、道路の問題について述べられましたが、一緒に今まで活動してきたわけでございますが、やはり大臣の御地元の中北部横断自動車道、また私の地元の三遠南信自動車道、そして中部縦貫自動車道、また地域高規格道路であります、松糸道路、そういうふうな高速道路の整備促進も待たなしでありますし、そして、今、私も伊那谷の住民にとって大きな課題であります国道百五十三号線の飯田から塩尻までの直轄移管、県を通じてこのお願いが上がっているんじやないかと思いつますので、こうした問題につきまして、本当にどうか大臣、在任中に、前田大臣がやられたように決断を持ってその方向性を出していただきたいなと思っておるところでございます。

さて、本題に入らせていただきますが、現在、東中から我が国への原油輸入は我が国の原油総輸入量の大半を占めておるわけでございまして、ylanについては我が国への輸入量は年々減少してきているとはいえ、今も我が国にとって第四位の原油の供給国であります。ハ・八%のシェアを持つておるわけでございますが、また、現在の原油価格の動向や夏の需要期における原油需要、そ

して原発事情などからくるエネルギー事情を考えますと、EU制裁の発動は我が国の国民経済や物価に影響を及ぼす可能性がございます。

他方、政府は、こうした状況を踏まえてハイレベルでの交渉を水面下で続けてきたという説明も受けているわけでございますが、この時期になつて国会提出をしたことは遅さに失しているんじやないかと。本当に、国民生活に影響があるというところで、私たちの国対委員長もこれは是非上げるべきだということをございますが、非常に、今日提案説明をされてこれで一気通貫ということは考えられないことでございますので、そうしたことを踏まえた中で質問をさせていただきたい

と思いますが、法案提出の背景について、EUの制裁発動が決定されたのは本年の三月のことと聞いておりますが、今日に至るまで政府はEUに対してどのような外交努力を行つてきたのでしょうか、政府のこれまでの交渉の経緯をお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(松富重夫君) EU外相理事会は、一月の会合で、イラン石油の輸入禁止及びイラン石油輸送に係る保険及び再保険の停止というものを決めました。しかしながら、具体的にどのように範囲の輸入の禁止、どのような範囲の付保の停止をするかについては三月の外相理事会で決めるということにされたわけであります。

これを受けて、我が国は、この三月の理事会に向けて、まずEU及びEU諸国に対し、我が国がイラン産原油の輸送に過大な悪影響を与えないよう例外的な扱いを働きかけてきました。かかる働きかけの結果、EUは三月二十三日の理事会において、責任保険に係る再保険の禁止については六月いっぱい猶予する旨の決定を行つたと理解しております。また、その後も、野田総理及び玄葉外務大臣を中心とする我が国ハイレベル及び在外公館を通じて、米国EU及びEU加盟国に対して例外適用の延長等の配慮を求める働きかけを引き続き行っております。

以上でございます。

○吉田博美君 何か今の外務省の説明を聞いていますと、本当にのんびりしておられますよね。今、こういう形になりましたがこうなりましたと経緯を説明して、やっぱり外務省のやるべきことというのは、もう少し自らが情報をきちっと把握をしてこられて、本当にこれは必要だと。今は、ただ表の外交的な関係だけの中で交渉されるんじゃないかと。本当に、国民生活に影響があるということで、私たちの国対委員長もこれは是非上げるべきだということをございますが、非常に、今

う状況にあるのかと。

今、日本の経済というのではデフレと円高の中で非常に厳しい中で、この原油の保険が利かなくなつたときに、輸入ができなくなつたときどうなるのかとお聞きすると、富士石油というところでやつておられるわけでございますが、この重油が非常に重要な重油でありまして、これを東電の発電にも充てるというようなことも聞いておるわけでございますが、本当に日本経済に影響を与えるような非常に大変な状況なんですかけれども、何ども非常に充てるというようなことも聞いておるわけござりますが、本当に日本経済に影響を与えるのがあつたのではないかというような私は今の答弁を聞いていたるひしひしと感じたわけでございますが。

そうしたことのないよう、やつぱり今回はこれはもう国民生活に影響するということでございまますので、何としても今日成立をさせるということが大事なことではないかということで取り組んでいるわけでございますが、外交的な一つの交渉事でございますが、常にやはり適切な判断をして、早く早く早くとやっていくような状況にしていかないと、これはいつまでも同じような状況が国会で許されるかという気になると、そうではないといふこともよく理解をしていただきたいと思うところでございます。

次に、米国やEUがイランに対する圧力を行使している中で、イラン産原油の輸入継続を必要とする我が国の立場を諸外国にどのように理解させ

ようとしているのか、先ほどお話をいたしましたが、もう少し詳しくお伝えいただけますでしょうか。

○政府参考人(松富重夫君) まず、我が国基本的に立場として、イランの核問題に対する国際社会の懸念は共有してございます。国際社会と協調してイランに圧力を掛けしていくというのは確かに国と一緒ということでございます。実際、イラン産原油の輸入につきましては過去五年間で約四〇%削減されておりまして、今後も徐々に削減されていく方向であると理解してございます。

他方、東日本大震災以降、化石燃料への依存度が高まっております。イラン産原油の一定量の輸入は引き続き必要であると考えております。また、我が国や諸外国のイラン産原油輸入が即座に途絶絶すると、国際原油市場の混乱、それに伴う国民生活への懸念という事から、こういふ悪影響を最小限にするための措置を講じたいと考えている次第でございます。こうした我が国の考え方 我が国の事情については、米国EU及びEU各國等に對して、様々なレベルであらゆるチャネルを通じて説明し、理解は得ていると考えてございます。

したがつて、今回の措置が国際社会との協調を害するというものは認識してございません。我が国としては、引き続きイランに對して効果的な圧力を掛けていくということと、関係国と密接に連携しながら問題の平和的な解決に協力していくと考えております。

○吉田博美君 効果的な圧力ということでございまますけれども、圧力をかけておられる、どのような圧力を掛けられたのか。そして、今一度と言わればとも、どのぐらいを、四〇%削減をされたということですね、今までそれほども、圧力をかけておられる、ますけれども、圧力をかけておられる、

おいて、責任保険に係る再保険の禁止についてはいかないと、これはいつまでも同じような状況が国会で許されるかという気になると、そうではないといふこともよく理解をしていただきたいと思うところでございます。

次に、米国やEUがイランに対する圧力を行使している中で、イラン産原油の輸入継続を必要とする我が国の立場を諸外国にどのように理解させ

れるのか、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(松富重夫君) まず、前段の御質問についてでございますけれども、効果的な圧力ということをございます。

これまでイランの核問題をめぐって国連安保理で六本の決議が出されてございまして、うち四本が制裁付までございます。日本は、その安保理に基づく制裁に加え、それに付随する措置として様々な資産凍結、渡航制限等々を課してございました。現段階で二百八十八団体、六十六個人に対してそのような制限を課しているということでございます。今後とも引き続き、核問題に関与している疑いのある人間についてはかかるべき対応措置をとつていただきたいと思います。

あと、今後の石油の輸入量の目安については、それは私の所掌を越えますので、ちょっとほかの人から。

○政府参考人(安藤久佳君) 先生の今の後半の部分についてのお答えを申し上げたいと思います。現状は、先ほど先生おっしゃったとおり、昨年の数字で申し上げた八・八%ということをございます。実は、アメリカの国防授權法に基づく適用除外ということを日本は他国に先駆けて取つたわけでございますけれども、この交渉過程におきまして、EUが七月一日から全面禁輸を行うという下で大変厳しい外交交渉があつたわけございませんけれども、日本といたしましては、今の東日本大震災の置かれた状況等々を踏まえて最大限確保する必要があるということで実はやらせていただいております。

今後どうなるのかというお話は、実はこの数字について今確定た数字は実はございませんけれども、今後のアメリカあるいは諸外国との間でのイラン制裁との関係を考えますと、イラン原油がどこまで減らして最終的にもつのかということはちょっとなかなか申し上げにくいと思っておりま

す。

ただ、先生御案内のとおり、イラン原油、一九

次に、法案の成立時期についてお伺いいたしました。

原則につきましては、今回の事例では油漏等の事

故が発生した場合には支払が巨額になるというこ

も含めて、大変大事な原油ではございますけれども、ビジネス、企業の皆さん方のいろんな御判断もありまして徐々に漸減をしてきているというこ

とで御理解を賜ればと思います。

○吉田博美君 徐々に徐々に、答弁は要らないですけど、減らしていくということでございます。

○吉田博美君 徐々に徐々に、答弁は要らないで

すが、七月一日以降、再保険の引受けが禁止される可能性があるとのことでございますが、なぜ政

府が再保険を提供する制度をしないのでしょうか。再保険をしないのか、それをお聞かせいただ

きたいと思います。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答えいたします。

再保険を含みます保険制度が成立するためには、二つの条件が満たされることが必要でござります。

一つは、収支相等の原則、相等しい、収支相等

しい原則がございます。これは保険に加入する者から徴収する保険料の総額と支払われる保険金の

総額が相等しくなるということでございまして、この原則が満たされることによって保険金の支払を徴収する保険料で賄うことが可能になるという

ものでございます。

もう一つの原則が大数の法則、大きな数字、大

数の法則というものですございまして、これは一つ

一つが偶然の事故であつても多数の事例が集まる

と事故が発生する確率が分かるということでござ

います。これによつて保険料の計算が可能になる

わせて考えてみますと、すなわちイラン原油を輸入するタンカーが油漏等の損害賠償事故を起こす

リスクについて保険制度が成り立つかどうかとい

ます。

○吉田博美君 分かりました。

ざいまして、今御案内のとおりの電力状況の中におきまして非常に厳しい日本は、硫黄の排出規制、SO_x規制が行われております。こういう下での火力用の重油として重要性は引き続いあるというふうに認識をしておりますので、何とぞ法案の御成立をお願い申し上げたい次第でござります。

○吉田博美君 先ほど言われたサウジとかUAEなどの原油の質とは違うわけですか。どのぐらいになつて恐縮でございますけれども、重質、軽質違いますか。

○政府参考人(安藤久佳君) ややちょっと専門的に、何といましようか、油の重い軽いという、重いものが一般的に非常に処理をしにくいわけがございます。軽いものは非常に処理をしやすくて、ガソリンとか灯油といったような、こういった製品に加工をしやすいということで御理解をいただきたいと思います。それともう一つ非常に大事なのが、今申し上げましたけれども、硫黄分でございまして、この二つの組合せによりまして代替の調達が決まつておるということを御理解をいただければと思ひます。

代替可能なものは今、イラン産原油との関係で申しますと、様々なたくさんの油種がございますけれども、大体三、四種類ぐらいの油種がございまして、これをブレンドをしてイラン産原油に代替をしておるという感じだということで御理解をいただければと思ひます。

○吉田博美君 それでは、時間の関係もございまして、政府全体として早期の法案成立を含め、しっかりとした対応を取ることが必要だと考えます。大臣の御見解を伺います。

○国務大臣(羽田雄一郎君) 本法案は、EUの対イラン措置により国民生活の安定や国民経済の円滑な運営に影響が生じる事態を回避すべく提出をさせていただいたところでございます。

七月下旬以降のイラン産原油の船積みを着実に確保する必要性や、七月以降に十分な代替原油の調達が困難になる可能性があること等を踏まえる

と、六月二十日までに本法案の成立が必要であると考えているところでございまして、今日、参議院国土交通委員会において特段の御配慮をいたしましたことに心から敬意を申し上げさせていただくとともに、今後とも政府全体として本法案の確実な実施に向けて万全を期していきたいというふうに思つております。

○吉田博美君 大臣の見解をお伺いしましたが、まさしく国民生活に急を要するわけでございますので、これはもう早急に法案を成立させなきやいでの強い気持ちもあるわけでございますが、いずれにいたしましても、こういう事態がまた何度も何度もあることがないよう、できるだけ国民生活については、我々は、全て野党・自民党は反対するのではなくて、いいことはしっかりと協力しながら国民生活のプラスになることのためにやつていくというので、今回こうしたことの中での法案についての我々は取組をしていきたく、こう思つておる次第でございます。

本当に大事なことでございますので、ひとつよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○長沢広明君 公明党の長沢広明でございます。質問に入る前に、羽田大臣、就任、大変におめでとうございます。国土交通行政に明るい大臣で非常に私たちも期待をしておりますし、前任の前田大臣も大変大きな判断を、あるいは決断を大変大きくされて国土交通行政の前進を図られたということでござります。国土交通行政に明るい大臣でこれからあるかもしれませんけれども、国益に立つて判断をしていただければというふうに思ますし、私、個人的ですけれども、新聞記者時代にお父様に付いて全国を回つていたことがございました。

法の審議に入らせていただきますけれども、今、自由民主党の吉田委員からも様々な御指摘

りました。今年の一月二十三日に、EUにおきま

してこのイランの核開発を促進するあるいは助長することを止めるための制裁措置ということが決まりました。それによってこの七月一日以降、EUの加盟国が我が国のタンカーが再保険を受けることができなくなると、再保険の契約ができなくなれば、我が国の船舶油濁損害賠償保障法の中に保険契約を強制するという条項が入つておりますので、その保険契約ができない限り運航できませんと、これ我が国の法律がそう決めている

イラン産の原油は、割合は低くなっているとはいえ、まだ八・八%決して軽視できない量が輸入されているということを考えますと、日本の原油安定供給に大変大きな障害を与えるということによつて、それを引き続き可能とすると、我が国がその再保険を引き受けけるという形を取ることで運航を可能にするという、ある意味じや非常に緊急避難的な措置という法律案であるといふに理解をしておりますけれども。

まず大臣には、今回のこの特措法で政府がそこまで再保険を引き受けると、非常にこれ、リスクのある判断でございます。この判断をして今までこの措置をするという必要性についてどういう御認識をお持ちか、まずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(羽田雄一郎君) 我が国とイランとの関係や継続的な原油取引の必要性、また、東日本大震災以降の我が国のエネルギー情勢を踏まえると、我が国としては、イランをめぐる国際情勢の下で許容される限りイラン産原油の輸入を継続することは重要な認識をさせていただいております。

七月一日以降、EUの対イラン措置により、EU圏内の企業等による保険、再保険の引受けが禁止された場合、我が国へのイラン産原油の輸送が途絶し、国民生活の安定や国民経済の円滑な運営に影響を与えかねないことから、こうした事態を回避すべく、本法案を六月十一日に国会に提出さ

せていただいたところでございます。
○長沢広明君 EUによるイランに対する制裁措置は、一月二十三日に決まってから段階的に発動をされてまいりました。

それで、タンカーに関する保険というのは、貨物保険、船舶保険、そして今回課題になつている責任保険と三種類あり、貨物保険と船舶保険についてはもう四月一日以降禁止されている。しかし、これについては国内の保険各社も自らリスクを許せる範囲で対応をしている。しかし、責任保険については、油濁損害という、これはもう大変大きな巨額な損害賠償になる可能性があるということで、保険会社がそれを背負うわけにはなかなかいかぬということがありますり、六月末まで猶予されてきたわけですね。この六月末まで猶予されるということが決まったのが三月の二十三日。

四月四日、本院の予算委員会におきまして我が党の草川昭三議員がこの問題を取り上げさせていただきました。これ、四月四日です。そのときに、三月二十三日に責任保険が止められるということが決まりましたねと、七月一日以降は運航できなくなりますねと、それについて今後どうするんだですかということを随分指摘をさせていただきまして、そのとき枝野経産大臣が、万一に備えたままして、そのとき枝野経産大臣が、万一に備えた様々な検討も進めておりますと、こう答弁されました。これ、四月四日。

四月四日の段階で、万一に備えた様々な検討を進めていますと答弁をされて、今回ようやくこの法案が出てきた。もう二ヶ月以上たつております。この間、何をされてきたのか。問題提起は既に四月の四日に我が党からさせていただきました。そして、検討していまますとおっしゃつております。それが二ヶ月たつて、ようやくぎりぎりまで、このタイミングで出てくる。もつと早く提案、あるいはもつと早く提出されてきちんとした議論をすべきだったんじゃないかというふうに思っていますので、草川議員が予算委員会で指摘をしてから今回の法案提出まで政府内部でどのような議論、検討がされてきたか、この法案がなぜこの時

期の提出になつたのか、この点について大臣に答弁いたきたいと思います。

○國務大臣(羽田雄一郎君) 御党からも、草川議員の予算委員会の質問でも指摘をされましたし、また、漆原国対委員長から民主党の城島国対委員長の方に直接連絡もいただきました。そのときには、私の方にも城島国対委員長の方から御相談等もあつたところであります。

EUにおけるイラン産原油の輸送に係る再保険の引受け禁止の動きを受けて、政府として、制裁発動の猶予継続等について、野田総理また玄葉外務大臣を先頭に、あらゆるルートとレベルでEU及びEU加盟国に對して働きかけを行つてきましたところでございます。また、猶予継続がなされた場合に備えて、政府として講ずるべき措置の必要性や措置内容等について政府全体として総合的に検討を行つてまいりました。

今般、EU措置の見通し、またイランの核問題をめぐる国際情勢等を踏まえて、本法案を六月十日に国会に提出したところでございます。

平成二十四年三月二十三日のEU外相理事会において、保険、再保険の提供の禁止を規定した規則が採択されましたが、責任保険については六月末までの禁止の例外とし、五月十四日のEU外相理事会において再検討することとされたところでありまして、これを受けて、責任保険の再保険の提供が禁止された場合に備え、万一事故が発生した際に提供されなくなる再保険分に相当する金額の支払スキーム等について、関係省庁が一体となって検討を重ねてきたところでございます。

○長沢 広明君 外交交渉の側面もあつたと思いますし、政府部内での調整という問題もあつたかと思ひますけれども、もう少し早くこの問題は議論をしておくべきだったというふうに思います。ちょっと余りに急いで、このぎりぎりのタイミングで、やはりしっかりとこの議論ができるないまま法律を取りあえずもう通さなきやならないというかなり追い詰められた状態になつちやつてているわ

けですね。これについてはやはり政府に対しても責任を持つていただきたいなというふうに思つております。

次の点ですが、イランから原油を大量に輸入している国は、アジアにおいても中国、韓国あるいはインド、いまだにイラン産の原油を輸入している国はほかにもござります。同じ事態に直面しているはずなんですね。そのイラン産に対して、ほかの諸外国の対応や現状、特に同様な立場にあるアジアの国はどうなつてあるか、お答えいただきたく思います。

○政府参考人(松富重夫君) まず、インド、中国につきましては、歐州の再保険会社に代わって国内法の枠組みの中での対応が可能か検討中であるというのが先方の説明でございます。

○長沢 広明君 同様な事態に立ち至つては、いかにもあるわけですが、我が国としては、伊朗の核開発問題が抜本的に解決しない限りこの制裁措置が続く可能性があると、そういうことを考へると、イランからの原油を輸入しないという方針に持つていくかどうかということが一番鍵になります。

先ほども吉田委員からも御質問ございましたが、今後のイラン産原油の輸入についてどのようにしていくのか、基本方針を伺いたいと思います。

○政府参考人(安藤久佳君) お答えを申し上げま

す。

先ほどの御議論にもございましたけれども、イラン産原油は比較的重いけれども、少ないという、そういう特性を持つております。

日本では、この原油を基にいたしまして電力向けの重油生産を行つていているという実態がござります。また、この原油を他の原油に代替する場合には、類似の性状を有する限られた種類の原油を安定的に調達をしていくことが今後必要になつてまいります。

こうした中で、先ほどの御議論にもございまますように、七月以降も更に相当量を代替をしていかなければならぬということになりますと、とりわけアメリカ、EUの対イラン制裁が七月以降本格化をすると、そういう中におきまして国際原油市場全体が混乱をすることが想定をされます。こういった状況の中で、今申し上げましたような限られた種類の原油を調達をしていくということがこれまで以上に困難になつてくるというふうに考へさせていただいております。

また、御案内のとおり、原油価格が更に上昇をしていくことも、国民生活への影響等々、大変懸念をされる事態ではないかと、そのように考えていただいております。

○長沢 広明君 要素は三つあるようですね、今の話を整理すると。一つは、原油市場との関係と、それが、EU3プラス3とイランとの協議の日程の関係で一ヶ月先送りされた経緯があるわけでございます。現在、この六月二十五日の外相理事会に向け引き続き外交的働きかけを行つてているというところでございます。

しかししながら、昨日、今日とモスクワにおいてEU3プラス3とイランとの協議、行われていま

した精製装置というものを用意しているわけでも、それが違う特性の原油になると、精製装置をやはり更新しなきやいけないと変更しなきやいります。

○長沢 広明君 じゃ、イラン産原油を速やかにストップできない理由というのは何なんでしょうか。

もう一步大きい目でいうと、日本対イランの国同士の関係というものも見ていかなきやいけないという面もあるので、イラン産原油を直ちにストップするというようなことはなかなか選択肢としては難しいこともあります。

そういう意味では、イランからの輸入が極端に減少するわけではないので、当面継続しなければならないけれども、今回の措置はあくまでも緊急的避難措置ということです。このため、そのイラン産原油を他の原油に代替する場合には、類似の性状を有する限られた種類の原油を安定的に調達をしていくことが必要になつてまいります。

我が国は、幸いイランにもそれからイスラエルにも国同士の関係でいくと長い間培つた非常にいい友好関係がある。この点については、アメリカと日本は全然立場はある意味では違つし、伊朗とかイスラエルとか中東の国との非常に親密な関係を持っているということをしっかりと生かしながら、七月一日以降もこの状況を早く改善できるよう、そういう努力をしなければいけないといふふうに思うんですけれども、この点について外務省、政府の方針を伺いたいと思います。

○政府参考人(松富重夫君) 先生おっしゃるとおりだと思います。

七月以降の再保険例外適用の延長をするかしないかについては、六月二十五日にEU外相理事会で決まります。当初五月十四日を予定していましたが、EU3プラス3とイランとの協議の日程の関係で一ヶ月先送りされた経緯があるわけでございます。現在、この六月二十五日の外相理事会に向け引き続き外交的働きかけを行つてているというところでございます。

しかしながら、昨日、今日とモスクワにおいてEU3プラス3とイランとの協議、行われていま

すが、難航しているようでございます。したがつて、七月一日以降のEUの例外適用の延長に向けた機運は全く醸成されていないという認識をしてございます。

いずれにせよ、先生の御指摘も踏まえて、七月一日以降もEU等との間で緊密に意見交換を行つていく次第でございます。

○長沢広明君 ちよつと法案の条文に関する確認を一つさせていただきます。

法案の第十三条、業務の管掌という点で、第二項に、国土交通大臣はこの契約を締結しようとする場合、あらかじめ、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、経産大臣に協議しなければならないといふうに書いてあります。この総理、外務、財務、経産と、この四大臣と国交大臣が協議しなければならないというこの協議にはどういう意義があるのか、確認をしたいと思います。

○大臣政務官(室井邦彦君) お答えをいたしま

す。

先生御指摘のとおり、法案十三条二項では、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣及び財務大臣と協議することとなっております。

また、内閣総理大臣については、交付金を受け取る主体である保険会社を所管する立場として協議をすることとしております。また、本法案が我が国の外交政策に関連するものであることから、外務大臣にも協議することとしております。さらに、本法案が我が国の原油の安定的な供給の確保というエネルギー政策に密接に関連することから、経済産業大臣に協議することとしております。なお、万一事故が発生した場合には交付金の交付という財政支出を伴う可能性があることから、契約の締結時には財務大臣にも協議をすることとしております。

以上の理由をもつて、四大臣とのそれぞれ協議が必要であったということです。

○長沢広明君 この点がこの法案の持つ非常に複雑さをまさに象徴していると思うんですね。油濁損害賠償保障法の関係があつて、国土交通

省、この法案の第十三条一項にも、この法律に規定する政府の業務は、国土交通大臣が管掌する

と、こういうことになつておりますと、国土交通大臣がこれを背負うわけなんですが、今の答弁にもあつたとおり、外交そして財政、特に金融庁絡みですね、こういう非常に大きな範囲にかかるる問題を国土交通大臣が背負うというのも非常にこ

れは重たいなというふうな強い印象を持つているんです。

そういう意味では、本当に国土交通大臣が背負うということでおいのか。当然、このスキームからいつて、このタンカーとの契約ということはやっぱりどうしても実務上これは国交省がやるの

が一番スマーズだという面もあります。そういう意味では理解はできるんですが、この財務、外務を含めたこの協議というのは非常に重要なので、

やつぱりどうしても非常に重要なので、

やつぱり緊密に連携を取つて、できるだけ早くこの緊急避難的措置を抜けられるような努力という

のは非常に重要だということを改めて指摘させていただきます。

最後に一つ、この附則第二条にこの法律の廃止について決められております。

本法律案の廃止はあるんですが、この廃止するに当たつて、それは誰が判断するのかと。廃止という判断権限の主体はどこにあるのか。国土交通大臣が判断するのか、あるいは総理大臣あるいは外務大臣、財務大臣とまたの相談しなきゃいけないのかという廃止の権限主体の問題と、それから廃止に至る条件、そして廃止の場合は手続はどうなるのか、いわゆる廃止法案みたいなものを出すことがあります。

外務大臣、財務大臣とまたの相談しなきゃいけないのに、本法案が我が國への原油の供給の確保というエネルギー政策に密接に関連することから、経済産業大臣に協議することとしております。なお、万一事故が発生した場合には交付金の交付という財政支出を伴う可能性があることから、契約の締結時には財務大臣にも協議をすることとしております。

以上のように、四大臣とのそれぞれ協議が必要であったということです。

○長沢広明君 この点がこの法案の持つ非常に複雑さをまさに象徴していると思うんですね。

油濁損害賠償保障法の関係があつて、国土交通する國際情勢の変化等により、欧州等の保険会社

による再保険の提供が再び安定的に可能となつた場合が一点でございます。第一に、イラン以外の産油国からの輸入等により十分な原油の安定的調達が確保され、万一イラン原油輸送が行われなくとも国民生活、国民経済への支障が生じなくなつた場合でございます。

これらの条件を満たした場合、本特別措置法の廃止ということになりますが、これらの条件を満たすのかどうかについては、先ほど御指摘のありました関係省庁も含め政府全体として総合的に判断をしました上で、廃止のための法案を国会に提出、御審議をお願いすることになります。

○長沢広明君 時間が来ましたので、今後も我が

国の原油の安定供給のために政府は万全を期してもらいたいということを申し上げて、質問を終わ

ります。

○上野ひろし君 上野ひろしでございます。

では、法案について質問をさせていただきたい

と思います。

まず最初に、法案の提出時期について質問をさせていただこうと思つたんですですが、既にいろいろ議論もありました。並行して交渉されていました働きかけをしていましたという話はあるんですけども、この会期末の時期で、今日趣旨説明があつて、明日には成立させないと再保険の契約が成り立たなくなる、本当にタイトなスケジュールで十分な議論もできなくなつた、本当に問題であるということだけ指摘をさせていただきたいと思います。

○政府参考人(遠藤俊英君) 再保険の状況でございますけれども、これについては多くの再保険会社との間で締結されておりますけれども、多いのはイギリスのロイズ等のEU域内の再保険会社でございます。これは九〇%以上を占めております。ほかには、アメリカの再保険会社が一部引き受けているというふうに聞いております。

○上野ひろし君 ありがとうございます。

今九割以上がEU域内という話であります。

まさに今回引受けが禁止をされるところだと思います。

○上野ひろし君 ありがとうございます。

次に、まず、事実関係を幾つかお伺いをしたい

と思います。

そもそも、賠償が行われることになるような案

件がどれくらいあるのか、これは事故が起きたと

いう場合だと思うんですけれども、それをまずお伺いをしたいと思います。特に、今回対象となる八百万ドルを超える賠償が行われたようなケースがあるのかどうか。今回、早急に法案を成立させなければいけないということでありますけれども、

も、今後そういうケースがどれくらい見込まれるのかということをまずお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答えいたします。

日本におきましてタンカーの損害賠償責任保険を引き受けております日本船主責任相互保険組合、ここから聽取したところによりますと、過去十年間におきまして、化学製品などを含めた全てのタンカーでは三件、八百万ドル超の事故が発生

しております。ただ、原油を運ぶタンカーについて見ますと、賠償額八百万ドルを超える保険事故は起こしたケースはないということをございます。

○上野ひろし君 では、続いて、これも事実関係でありますけれども、現時点でイランから日本に輸出をされる原油の再保険、八百万ドル以上の部分の引受けの状況、どういう地域の保険会社が受けているのか、また企業名といったことについてお伺いをしたいと思います。

○上野ひろし君 では、続いて、これも事実関係でありますけれども、現時点でイランから日本に輸出をされる原油の再保険、八百万ドル以上の部

分の引受けの状況、どういう地域の保険会社が受けているのか、また企業名といったことについてお伺いをしたいと思います。

○上野ひろし君 では、続いて、これも事実関係でありますけれども、これについては多くの再保険会社との間で締結されておりますけれども、多いのはイギリスのロイズ等のEU域内の再保険会社でございます。これは九〇%以上を占めております。ほかには、アメリカの再保険会社が一部引き受けているというふうに聞いております。

○上野ひろし君 ありがとうございます。

まさに今回引受けが禁止をされるところだと思います。

○上野ひろし君 ありがとうございます。

次に、まず、事実関係を幾つかお伺いをしたい

と思います。

現時点でも制裁の対象となるEU域外の企業が

ある、保険を受けている企業があるという中で、

今後、今回制裁が発動されるわけですから、シンガポールでしょうか、その企業も受けているという

話を聞いています。

そもそも、賠償が行われることになるような案

件がどれくらいあるのか、これは事故が起きたと

いう場合だと思うんですけれども、それをまずお伺いをしたいと思います。特に、今回対象となる

八百万ドルを超える賠償が行われたようなケースがあるのかどうか。今回、早急に法案を成立させなければいけないということでありますけれども、

どうか、この点についてお伺いをしたいと思いま

す。

○政府参考人(遠藤俊英君) 先生御指摘のよう
に、EUにおきましてはアメリカの再保險会
社がますございます。ただ、アメリカの再保險会
社も、アメリカ政府の対イランの制裁強化の動き
を踏まえまして、イラン原油に係る再保險につい
ては新規の引受けについては極めて慎重になつて
いるという状況でございます。

それから、日本とかシンガポール等、アジアに
おきましても、小規模ながら再保險会社は存在し
ます。ただ、EU内の再保險会社に比べまして引
受能力が著しく小さうございます。現時点において
これらの会社がEU内の再保險会社の役割を
代替するということは現実的には難しい状況でござ
ります。

○上野ひろし君 ありがとうございます。

では、先ほどもちょっと議論があつたんです
が、イランから原油の輸入をしている国は日本以
外にもたくさんあるんだと思います。韓国、イン
ド、中国でしようか、そういった話もございまし
た。そういうた國々では、まだ現時点で本法のよ
うな法律上の手当てでいうのはしていない、検討
中だつたりいろいろな働きかけをしているという
状況であると聞いています。そういうた場合、當
然、EU域内の保険会社以外の保険会社が引き受
けるのか、それともイラン以外の原油を輸入する
ことになる、振り替えるのかといったような対応
になるんだと思います。また、先ほど廃止規定の
話の中で、イラン以外の国からの原油の輸入がで
きればこの法律は廃止をするということもあり得
るという話がありました。

そういう中で、我々、今回なぜこの法律が必要
なのか、イランから引き続き原油を輸入をすると
足りないのかどうか、この点についてお伺いをし
たいと思います。

○政府参考人(安藤久佳君) お答えを申し上げま
す。

イラン産原油は、先ほどもちょっと触れさせて
いただきましたけれども、比較的重質であるとい
う特性がございますけれども、非常に硫黄分が相
対的に低いという、こういった環境特性を有して
おります。現在の電力事情の下で石油火力発電所
もフル稼働の状況というのは先生御案内とのおり
でございまして、電力向けの重油生産の非常に重
要なソースになつているというのが現状でござ
ります。

他方、できるだけこれに代替をしていくとい
ふことも大事なお話だということでございまして、
先ほど少し触れましたように、幾つか限定された
種類の中で企業の皆さん方としてはブレンドをし
てどういった調達が可能かどうかということを試
行錯誤をさせていただいている状況でございま
す。

他方、現実の問題では、まさに七月以降、國際
原油市場がますますタイト化をしていくことが想
定をされると。そういう中で、発電用の重油を中
心といたしまして、イラン原油から組成をされる
発電用重油というのが先ほど申し上げたように大
変重要な位置付けでございますので、この調達に
遗漏を來さないということから、当分の間、やは
りイラン産原油の確保のためのこういった措置が
必要ではないかというふうに考えさせていただき
ております。

○上野ひろし君 ありがとうございます。イラン
産原油の必要性、また本法のような手当てによる
必要性というのは御説明いただいたとおりだと思います。是非、本法の成立後、しっかりとした対
応をいただきたいと思います。

その上で、一点、廃止規定の関連でお伺いをし
たいと思います。

分からぬ、EUの判断、また先ほどロイズがた
くさん受けてるという話もあつたかと思います
けれども、個別企業の判断で再保險が受けてもら
えなくなる可能性が生じないとは言えないとい
う状況なんだと思います。

今回こういう状況になつて、我々がこういう法
案を審議をさせていただく中で、日本の原油確保
というのは大変脆弱な条件、微妙な条件の下に成
り立つてゐるということが改めて明らかになつた
のではないかと思います。

そういう意味では、今回、これはイランからの
原油の輸入に特定をした法律でありますし、その
要件が変わつたら廃止をするということでありま
すけれども、むしろこういった再保險のきちんとした
担保といいますか、確保といつたことについ
ては、こういつた时限の法律、要件を切つて廃止
をするという法律ではなくて、恒久法でしつかり
と手当てをする、また、例えば次にEUの議論の
中で再保險がまた停止をするというようになつた
ときに、またばたばたと法律を作つて国会で議論
しつかり手当てをすべきではないかと思うんです
けれども、この点について大臣の見解をお伺いし
たいと思います。

○國務大臣(羽田雄一郎君) この法律について
は、EUの対イラン措置により国民生活の安定や
国民経済の円滑な運営に影響が生じる事態を回避
するための特別措置について定めたものであります
から、その必要がなくなつたときには廃止する
ことが適當であると考えております。

一方で、原油の安定的確保という観点から中長
期的な視点でどのような措置、対応が適當である
かについては、今後政府全体として検討していく
べき課題であると認識をさせていただいておりま
す。

○上野ひろし君 ありがとうございます。
今まで議論をさせていただいた中でも、原油の
確保は、我が国の経済のためにも大変大事な話で
ありますので、本法、これはもちろん大変必要な
法律だと思うんですけれども、しっかりと、今
後、どういった形で日本の原油の安定的な確保を
達成していくのかといったことを是非政府の中で
もきちんと検討をしていただきたいと思います。
時間が余っていますけれども、これで私の質問
を終わりたいと思います。

法律だと思うんですけれども、しっかりと、今
後、どういった形で日本の原油の安定的な確保を
達成していくのかといったことを是非政府の中で
もきちんと検討をしていただきたいと思います。

○委員長(岡田直樹君) 他に御発言もないよう
ですから、本案に対する質疑は終局したものと認め
ます。

これより討論に入ります。——別に御意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入ります。
特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約
等に関する特別措置法案に賛成の方の挙手を願い
ます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡田直樹君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

この際、羽田国土交通大臣から発言を求められ
ておりますので、これを許します。羽田国土交通
大臣。

○國務大臣(羽田雄一郎君) 本法案につきまして
は、本委員会において特段の御配慮をいたやすく
は、真剣かつ熱心な御討議をいただき、ただいま全
会一致をもつて可決されましたことを深く感謝を
申し上げさせていただきます。

今後、審議中における委員各位の質疑内容の趣
旨を十分に尊重してまいる所存でございます。
ここに、委員長を始め理事の皆様、また委員の
皆様の御指導、御協力に対し深く感謝を申し上
げ、大変ありがとうございました。

○委員長(岡田直樹君) なお、審査報告書の作成
につきましては、これを委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岡田直樹君) 御異議ないと認め、さよ
速記を止めください。

(速記中止)

○委員長(岡田直樹君) 速記を起こしてください

い。

○委員長(岡田直樹君) 次に、離島振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○衆議院議員(伴野豊君) 提出者衆議院国土交通委員長。

○衆議院議員(伴野豊君) ただいま議題となりました離島振興法は、本土より隔絶した離島の特殊事情に起因する後進性を除去するための基礎条件の改善及び産業振興に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施することを目的として、議員提案により、昭和二十八年七月、十一年間の期限法として制定されたものであります

が、離島と本土との格差は依然として除去されない実情に鑑み、以後、五度にわたり、本法の有効期限をそれぞれ十年間延長するとともに、諸施策を拡充してきたところであります。

しかしながら、人口の減少が長期にわたり継続し、高齢化が急速に進展するとともに、無人の離島が増加するなど、離島をめぐる自然的、社会的諸条件は厳しく、いまだその産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況は解消されるに至っていないところであります。

一方、離島は我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つており、その役割が十分に發揮されるよう離島振興施策の充実を図るとともに、その実施体制の強化を図ることが必要となつております。

本案は、このような最近における離島の社会経済情勢に鑑み、離島振興施策の一層の充実強化を

図るため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、目的規定において、離島の国家的国民的役割及び離島の置かれた現状と背景をより明確にするとともに、離島振興の目的として、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が

他の地域に比較して多額である状況の改善や、定住の促進について明記することとしております。

第二に、基本理念及び国責務規定を新設し、離島の振興のための施策は、離島の国家的国民的役割が十分に發揮されるよう厳しい自然的社会的条件の改善、地域間交流の促進、無人島の増加や人口の大規模な減少の防止、定住の促進が図られるこ

とを旨として講ぜられなければならないこととするとともに、国は基本理念にのっとり、離島の振興のための施策を総合的、積極的に講ずる責務があることとしております。

第三に、離島振興の実施体制の強化等を図るため、主務大臣の追加を行うとともに、主務大臣は毎年離島の振興に関して講じた施策について、国土審議会に報告することとしております。

第四に、離島振興基本方針及び離島振興基本計画に係る規定の整備を図るとともに、基本的施策の充実を図ることとしております。

第五に、財政上及び税制上の措置や公共事業予算の明確化についての特別な配慮について定めるとともに、離島活性化交付金等の交付について定めることとしております。

第六に、政府は、地域の創意工夫を生かした離島の振興を図るため、離島特別区域制度の創設について総合的に検討を加え、必要な措置を講ずることとしております。

第七に、本法の有効期限を平成三十五年三月三十日まで十年間延長することとしております。

以上が本案の提案の趣旨及びその内容であります。何とぞ、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○委員長(岡田直樹君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○友近聰朗君 民主党・新緑風会の友近聰朗でございます。

本日は、離島振興法について質疑をさせていただきます。

まず、羽田大臣、大臣の就任、誠におめでとうございます。大臣は長野県ということで、海がない県でございますが、是非離島の振興に関しても高い関心を持っていただければと思つております。日本で四十二、三万人以上の方がこの離島に住んでいるというふうに思つております。

それでは、質疑の方に入らさせていただきたいと思います。

先ほど伴野衆議院の委員長からお話をありましたとおり、約六十年前にこの離島振興法が議員立法で制定されました。先輩議員の皆様、関係団体各位の皆様、あるいは離島住民の皆様には改めて敬意と感謝の気持ちを表したいと思います。そして、この十年目の改正にまたこいつた質疑をさせていただけたことを私自身大変うれしく思つておりますが、島というのは、私は日本の宝だと

思つてます。その宝を磨くことができるのがこの離島振興法の改正であると思っております。私自身も、民主党の離島政策PT、あるいは島の振興議員連盟でも事務局次長としてこの改正に微力ながら尽効させていただきました。大変うれしく思つてます。

今、委員御指摘のとおり、離島振興法、昭和二十八年制定以来、離島振興対策によって離島の生活水準、あるいは社会インフラの整備等々、一定の成果を上げてきたところでありますけれども、産業基盤、あるいは生活の環境等々に関する、現在もなお本土地域、その他の地域と比べるとその格差は非常に引き続き存在している、そして、離島は非常に厳しい条件下に置かれているという状況がいまだに続いているという状況であります。

一方では、離島は我が国の国及び国民の利益の保護に重要な役割を担つていているということから、

たらと思います。

昭和二十八年の制定以来、インフラ整備の補助率のかさ上げ、あるいは公共事業予算の一括計上などの配慮がされてきたところであります。六十

年間のうちに約五兆円の国費が投じられたということであり、離島の生活水準の向上に大きく成果を上げてきたところであります。

ただ一方で、人口の観点から見ますと、昭和三十年から平成十七年まで全国の人口が四割増えたのに対して、離島の人口というのは五割以上も少しているというデータもございます。私の地元愛媛でも、平成二十二年の国勢調査ですが、約一萬五千人の住民がいますけれども、平成十七年の調査に比べて千八百人、約一割ぐらい人口が減少したというような統計が出ております。

ここで発議者に対しても伺いたいのですが、この人口減少の一途をたどっているという点から、ここにどのような背景があると考えて、また、離島振興の意義をどのように考えているのか、お伺いさせていただけたらと思います。

○衆議院議員(打越あかし君) まず冒頭、友近議員には、この離島振興法改正に当たって、現地調査以来、本当に一生懸命離島政策PTの一員として一緒に汗を流していただいたことに敬意を表したいと思います。そして、今日は離島振興法ということで、離島らしくやりやすい姿での答弁をさせていただくことを御理解いただきたいと思います。

○衆議院議員(打越あかし君) まず冒頭、友近議員には、この離島振興法改正に当たって、現地調査以来、本当に一生懸命離島政策PTの一員として一緒に汗を流していただいたことに敬意を表したいと思います。そして、今日は離島振興法改訂をさせていただくことを御理解いただきたいと思います。

○衆議院議員(打越あかし君) まず冒頭、友近議員には、この離島振興法改訂に当たって、現地調査以来、本当に一生懸命離島政策PTの一員として一緒に汗を流していただいたことに敬意を表したいと思います。そして、今日は離島振興法改訂をさせていただくことを御理解いただきたいと思います。

○衆議院議員(打越あかし君) まず冒頭、友近議員には、この離島振興法改訂に当たって、現地調査以来、本当に一生懸命離島政策PTの一員として一緒に汗を流していただいたことに敬意を表したいと思います。そして、今日は離島振興法改訂をさせていただくことを御理解いただきたいと思います。

○衆議院議員(打越あかし君) まず冒頭、友近議員には、この離島振興法改訂に当たって、現地調査以来、本当に一生懸命離島政策PTの一員として一緒に汗を流していただいたことに敬意を表したいと思います。そして、今日は離島振興法改訂をさせていただくことを御理解いただきたいと思います。

それでは、具体的な質問に入らさせていただけます。

その役割を果たすためには、離島の人口の減少を少しでも防止し、定住の促進を図る必要があります。

このため、今般の離島振興法改正においては、施設整備等、いわゆるハード面でこれまで進めてきた対策に加えて、ソフト面での対策を大幅に拡充することいたしました。これによって、人の往来及び生活に必要な物資の輸送に要する費用がほかの地域に比較して多額である状況等を改善をし、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、離島における人口減少に歯止めを掛け、定住を促進をし、離島の果たすべき役割を十分に発揮できるよう期待しているところであります。

○友近聰朗君 それでは、少し具体的な特色についてお伺いさせていただけたらと思います。人、物の移動費用の低廉化についてお伺いさせていただきたいと思います。

第一条の目的規定の中で、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善すると踏み込んだ表現となっていると思います。加えて第三条で、主務大臣が定めることとなつて離島振興基本方針の中でも人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化を定めることとすることが明記されているかと思いますが、この低廉化について、どのような内容を想定して、またどのようなことを御期待されているか、お伺いさせていただきたいと思います。

○衆議院議員(打越あかし君) 今般のこの離島振興改正案においては、御指摘のように、第一条に人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するということを目的の一つとして掲げた上で、第二条及び第四条において、国の離島振興の基本方針及び都道府県で作ります離島振興計画に定める事項として、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化を明確にしたところであります。

○衆議院議員(打越あかし君) 今般のこの離島振興改正案においては、御指摘のように、第一条に人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するということを目的の一つとして掲げた上で、第二条及び第四条において、国の離島振興計画に定める事項として、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化を明確にしたところであります。

○衆議院議員(打越あかし君) 先ほども申し上げたように、今般の離島振興法改正においては、ハード面に加えてソフト施策の充実とというものを一番大きな看板にして改正をしたところであります。

○衆議院議員(打越あかし君) このソフト面での対策の着実な推進を行うために都道府県は離島活性化交付金等事業計画を作成することができることとして、国は、この計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、当該都道府県又は離島関係市町村に対して交付金又は補助金を交付することができるとしています。

○衆議院議員(打越あかし君) 事業は今後改めて政令で定めることになつておりますが、この事業は、離島漁業再生支援交付金等

またあわせて、第十二条において、交通の確保に関する具体的な施策として、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実に特別な配慮をするということを設けさせていただきました。離島住民にとっての生命線である離島と本土とを結ぶ交通の確保、あるいは人の往来、物資の輸送等々は離島への定住の促進を図る上で欠かせないことから、今後、これらの規定を踏まえた施策の充実が図られるものだというふうに期待しているところであります。

○友近聰朗君 ありがとうございます。

いわゆる低廉というのは安いということを意味すると思いませんが、低廉化というのは安くなつていいことを意味していると思いますので、この法案がそういう離島の住民の生活の一助となることを私も期待しております。

それでは、離島活性化交付金の創設についてお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(打越あかし君) ソフト施策の充実を図るために離島活性化交付金を創設するということとされておりますけれども、その内容の御説明をいただきたいとの、既存の交付金や補助金制度と比較して期待される効果というのはどういつたところにあるか、お聞かせ願いたいと思います。

○衆議院議員(打越あかし君) 先ほども申し上げたように、今般の離島振興法改正においては、ハード面に加えてソフト施策の充実というものを一番大きな看板にして改正をしたところであります。

○衆議院議員(打越あかし君) このソフト面での対策の着実な推進を行なうために都道府県は離島活性化交付金等事業計画を作成することができることとして、国は、この計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、当該都道府県又は離島関係市町村に対して交付金又は補助金を交付することができるとしています。

○衆議院議員(打越あかし君) 事業は今後改めて政令で定めることになつておりますが、この事業は、離島漁業再生支援交付金等

を始めとした従来の事業に加えて、今年から始まつております離島流通効率化事業あるいは離島高校生修学支援事業といった事業を恒久化すること、あるいはさらに、今後、妊婦の出産、通院の支援等々、そいつたものも盛り込まれることを期待しております。

さらには、各地域、それぞれ島ごとに地域の事情、島の事情があります。その事情に即した定住に資するような様々な知恵やアイデア、提案がこの事業計画に盛り込まれることと期待をしているところであります。

こういったことによつて、離島の活性化に資するソフト施策を総合的に、かつ着実に推進することによって離島の定住化を進めていきたい、そのように考えております。

○友近聰朗君 最後に一点だけお伺いさせていただきます。

離島の指定基準の見直しについてお伺いさせていただきます。

○衆議院議員(宮腰光寛君) 内海離島、離島一部地域という指定の三区分がございましたけれども、これがもう五十年以上前に指定が決定されておりまして、その指定基準が決められています。そういった本土との距離が少し遠いということで指定されずに苦しんでいる地域もございまます。この指定基準を抜本的にこの法案改正を契機に見直す必要があると私自身は思つておりますが、政府の御見解をお伺いします。

○衆議院議員(宮腰光寛君) お答え申し上げます。

○衆議院議員(宮腰光寛君) 先ほども申し上げましたとおりでございますが、今回のポイントといたしましては、目的規定の充実、ボリュームはほぼ現行法の二倍になつておりますが、政府の御見解をお伺いします。

○衆議院議員(宮腰光寛君) お答え申し上げます。

○衆議院議員(宮腰光寛君) 先ほども申し上げましたとおりでございますが、この指定基準を抜本的にこの法案改正を契機に見直す必要があると私自身は思つておりますが、政府の御見解をお伺いします。

○衆議院議員(宮腰光寛君) お答え申し上げます。

付金、ソフト事業の交付金を新設をするということにいたしました。

それから、離島特区制度の整備ということが主なポイントであります。それに加えて今回のほかの法律を附則で改正するということにいたしております。これは、地域医療計画における離島への配慮ということを明記をさせていただく。さらには、公立学校標準法を改正をさせていただい、教員の加配について記述をさせていただくということにいたしております。

なお、今回成案が得られなかつた課題につきましても附則で記述をさせていただいておりまして、財源の確保に係る検討、それから防災機能の強化を図るための財政上の措置、そして、特に重要な役割を担う離島の保全及び振興に関する検討、こういうものも附則に書き込ませていただいていることがあります。この点につきましては、第六条で国は、速やかに、我が国の領域、排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に重要な離島について、その保全及び振興に関する特別の措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものというふうにいたしております。この点につきましては、第六条で国は、速やかに、我が国の領域、排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に重要な離島について、その保全及び振興に関する特別の措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものというふうにいたしておらず、今後の検討課題であるというふうに認識いたしております。

○中原八一君 ありがとうございます。目的規定の充実を始め、今回の法律改正案は大変内容の濃い法律案だと私も評価をさせていただきました。今回の改正案では、離島振興の目的的拡大が盛り込まれ、無人島の増加防止などの規定が加えられました。離島の人口が減少してしまえば、竹島や尖閣諸島のように領土を脅かされる危険性や、文化や自然環境を享受できなくなることになり、国益としても重要な問題であります。

昭和二十八年以来、全国で離島人口は五割以上減少しており、歯止めが掛からずになります。今後、相当思い切った振興策を講じなければ、無人島の増加を防ぎ、人口減少防止、定住促進を進めることはできないのではないかという危惧を抱いたしました。

○衆議院議員(宮腰光寛君) 委員御指摘のとおり、無人島あるいは人口減少、この急激な進行しております。これは、地域医療計画における離島への配慮ということを明記をさせていただく。さらには、公立学校標準法を改正をさせていただい、教員の加配について記述をさせていただくということにいたしております。

○衆議院議員(宮腰光寛君) 委員御指摘のとおり、無人島あるいは人口減少、この急激な進行しております。これは、地域医療計画における離島への配慮ということを明記をさせていただく。さらには、公立学校標準法を改正をさせていただい、教員の加配について記述をさせていただくと

ておりませんけれども、具体的にどのような人口減少策を取っていくのか、お伺いをしたいと思います。

一方、東日本大震災において被災地の離島も大きな被害を受け、地震直後は航路や通信網の被災により一時孤立化するなど、四方を海等で囲まれたために今回の離島振興法の抜本改正が必要ではないかというふうに考えております。

施設整備等、いわゆるハード面での対策に加えまして、医療介護、福祉、交通、産業等の各分野におけるソフト面での対策を大幅に拡充をする

こと

が、それらのことなども成果を、効果をしっかりと認識をしていただけております。

本法案の趣旨を踏まえ、防災の観点も含めて、必要な離島の公共事業予算の確保に努めるなど、離島の振興に取り組んでまいります。

一方、東日本大震災において被災地の離島も大きな被害を受け、地震直後は航路や通信網の被災により一時孤立化するなど、四方を海等で囲まれたために今回の離島振興法の抜本改正が必要ではないかというふうに考えております。

施設整備等、いわゆるハード面での対策に加えまして、医療介護、福祉、交通、産業等の各分野におけるソフト面での対策を大幅に拡充をする

こと

が、それらのことなども成果を、効果をしっかりと認識をして前に進めていく必要があるというふうに思っております。

そのほかに、今回の沖縄振興法で、国が小規模離島への航空路運賃の低減、それから沖縄県がソフト事業交付金を使って独自に中規模の離島への航空運賃の低減の施策をやつております。

離島への航空路運賃の低減、それから沖縄県がソ

フト事業交付金を使って独自に中規模の離島への

航空運賃の低減の施策をやつております。

離島への航空路運賃の低減、それから沖縄県がソ

フト事業交付金を使って独自に中規模の離島への

航空運賃の低減の施策をやつております。</p

改正論議、様々な形でこの内容が、國の責任の明記であるとか、また住民促進の推進、また介護とか就学等の様々な細かな生活の反映がされたということは大変喜ばしいことでございます。

法案提出者にお聞きをしたいと思います。

今回のこの改正の狙い、特に三大臣に加えまして四大臣が追加になりました。この部分に關しましての内容を教えていただきたいと思います。

○衆議院議員(遠山清彦君) 山本委員の御質問にお答えをする前に一言申し上げたいと思います。

私も、山本委員から今御紹介されましたよう

に、公明党の離島振興対策本部長という立場にありまして、今まで七十五の有人離島を全国で回らせていただきました。その立場から申し上げますと、今回の法改正は与野党、衆参の関係議員が大変な努力をして、戦後六十年、初めてとも言える抜本改正まで参りました。岡田委員長始め参議院の国土交通委員会の諸先生方におかれましては、是非とも活発な議論の後に御賛同賜りたいということをお願いを申し上げたいと思います。

御質問にお答えいたしますが、今般の改正案では、従来の国土交通大臣、農林水産大臣、総務大臣といふ三人のこの離島振興に対する所管大臣に加えまして、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣、四大臣が追加をされて七大臣の体制になつたわけでございます。

山本委員もそうでございますが、私も六十八、七十五という島を回りまして、やはり離島が今抱えている問題というのは、急速に進む高齢化、また人口減少、それから、あるいは子供たちの数も大変減つておりますし、小学校など回りましても四名とか三名しかいないという状況がございます。そういう形をつくることが大事だというふうに思つておりまして、今回の法改正でそういう所管大臣の離島振興に対する責任の明確化を図つたわけでございますので、この法が施行された後

は、国交省や農水省や総務省だけに離島振興を任せることなく、あるいは都道府県だけに離島振興を任せることなく、また介護とか就学等の様々な細かな生活の反映がされた

ということは大変喜ばしいことでございます。

法案提出者にお聞きをしたいと思います。

今回のこの改正の狙い、特に三大臣に加えまし

て四大臣が追加になりました。この部分に關しましての内容を教えていただきたいと思います。

○衆議院議員(遠山清彦君) お答えをする前に一言申し上げたいと思います。

それでは、今回新しく追加をされた主務大臣の中から幾つか各省庁の今回の改正の決意をお聞かせいただきたいと思います。

まず、厚生労働省。今回の改正で、妊婦支援を含めまして介護のサービスが新設になりました。

百八十五の島が介護は受けられないというふうなデータも以前ございましたけれども、今回のこの部分に関しての決意をお聞かせいただきたいと思います。

○副大臣(西村智奈美君) お答えいたします。

今回、改正法におきまして、厚生労働大臣も主務大臣に加わったということで、私どもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

今回の離島振興法の改正法案では、新たに、御指摘のとおり、妊婦が健康診査を受診する場合や出産する場合に必要な医療を受ける機会を確保するための支援に加えまして、介護サービスの確保充実を図るための配慮が盛り込まれていると

いうふうに承知をしております。このうち、妊婦に対する支援は安心、安全に出産できる体制づくりのため、そして介護サービスの確保、充実は、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるようになります。

法案の第十七条の三に、エネルギー対策の推進条項におきまして、石油製品価格等の低廉化等への適切な配慮という明記がされております。今、離島ガソリン流通コスト支援事業等で輸送費の補助がなされておりませんけれども、こうした当該事

業以外にも灯油とか、また軽油等の様々な支援が必要ではないかと思います。そういったことも踏まえまして、経産省の決意をお聞かせいただきました。

厚生労働省といたしましては、衆議院の附帯決議もござりますし、また法案の趣旨にもあります

ので、法案が成立した際には、それらの内容に基づき、きちんと対応してまいりたいと思つております。

○山本博司君 ありがとうございます。

続きまして、文科省に教育の分野に関するお聞

かせいただきたいと思います。

今回、第十五条で教育の充実がうたわれております。高校生の修学支援、また今回の離島の学校の維持、存続に当たる標準法の職員定数の見直し等も今回入つておるわけございます。この点に關しまして、決意をお願いしたいと思います。

○大臣政務官(城井崇君) お答えを申し上げま

す。

この度、文部科学大臣が主務大臣に加わるという、その重みをしっかりととかみしめ、また離島の教育の特殊事情をしっかりと鑑みつつあります。

けれども、修学支援につきましては、離島から進学する高校生に対しまして通学費又は居住費の支援について適切な配慮をすることが盛り込まれてゐるということを踏まえまして、また二つ目には、教職員の定数改善については教職員定数の決定について特別な配慮をすることが盛り込まれてゐるという、この規定を踏まえましてといふことと、そして三つ目には、学校の維持、存続については教育委員会の意向をしっかりと踏まえてといふことです。

この度、文部科学大臣が主務大臣に加わるという、その重みをしっかりととかみしめ、また離島の教育の特殊事情をしっかりと鑑みつつあります。

離島のガソリン価格につきましては、運搬コスト等が本土と比較して割高となつていています。

ト等が本土と比較して割高となつていて、これら、小売価格も一リットル当たり平均二十円程度割高となつていて、このため、平成二十三年度より、ガソリン価格を実質的に値下げするため離島ガソリン流通コスト支援事業を開始いたしました。

同事業の効果もあって、離島のガソリン平均価格は事業開始前後で九・三円値下がりをしました。

また、一部の離島、特に本土から遠方にある離島は輸送コストが更に割高であることから、本年六月より補助単価を見直して支援を拡充するなど、離島振興法の改正にかかる議論を踏まえ、石油製品の価格の低廉化に一層取り組んでいるとこ

とに思つております。

また、一部の離島、特に本土から遠方にある離島は輸送コストが更に割高であることから、本年六月より補助単価を見直して支援を拡充するなど、離島振興法の改正にかかる議論を踏まえ、石油製品の価格の低廉化に一層取り組んでいるとこ

とに思つております。

○山本博司君 ありがとうございます。

続きまして、経済産業省にお聞きをいたしました。

法案の第十七条の三に、エネルギー対策の推進

条項におきまして、石油製品価格等の低廉化等への適切な配慮という明記がされております。今、離島ガソリン流通コスト支援事業等で輸送費の補助がなされておりませんけれども、こうした当該事

業以外にも灯油とか、また軽油等の様々な支援が必要ではないかと思います。そういったことも踏まえまして、経産省の決意をお聞かせいただきました。

厚生労働省といたしましては、衆議院の附帯決議もござりますし、また法案の趣旨にもあります

ので、法案が成立した際には、それらの内容に基づき、きちんと対応してまいりたいと思つております。

○山本博司君 ありがとうございます。

再生可能エネルギーにつきましては、電力の需

備導入の補助金において、離島以外の地域に比して導入設備の規模の要件を緩和し、小規模の設備についても補助対象としているところあります。

さらに、電力会社の系統と接続されていない離島での活用も念頭に置きつつ、自家消費型の再生可能エネルギーの導入拡大を進めまいりたいと思っております。

○大臣政務官(城井崇君) お答えを申し上げま

す。

この度、文部科学大臣が主務大臣に加わるといふことです。

なるような、そういう推進をしていただきたいと思う次第でございます。これは政令ということをございますけれども、そして、この交付金制度の財源ということの確保、これから大変大事でございまして、これから概算要求等もあると思います。しっかりと財源確保を含めた大臣の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(羽田雄一郎君)　本改正案では、離島の活性化に資するソフト施策等を総合的かつ着実に推進していくため、都道府県による離島活性化交付金等事業計画の作成及び同計画に基づく交付金等の交付に係る規定が設けられたものと承知をしております。

国土交通省として、関係省庁と連携を図りつゝ、離島活性化交付金等事業計画に基づく事業の支援についてしっかりと取り組んでまいりたいと、いうふうに考えております。

○山本博司君　しっかりとお願いをしたいと思います。

最後に提案者にこの離島特区に関して、公明党が主張した内容でございますが、その点、簡潔にお願いしたいと思います。

本改正案第十八条の二によりまして、離島特区制度の創設について総合的な検討を加えて必要な措置を講ずる旨が規定されております。この離島特区の創設によりまして、離島の特性を踏まえて、地域における創意工夫を生かした離島の振興を図ることが可能になるものと思つておりまして、今後、離島の活性化と定住の促進に資するような規制の特例措置あるいは金融、財政上の措置等を盛り込むことも含めまして、具体的な検討が早急に行われることを期待しております。

○山本博司君 以上でござります。
ありがとうございます。

ただいた打越代議士始め提案者の皆様に感謝と、
そして敬意を表したいと思います。特に、私、地
元が宇和島なんですが、お隣の八幡浜御出身の山
本議員も、また松山御出身の友近議員も今日質問
に立たれて、愛媛県、もう総出で頑張っていると
いうところもあります。

○桜内文城君 ありがとうございます。
次にお尋ねしたいと思いますのは、六条の関係
で、財政上の措置等というところであります。
今回、いろいろ工夫していただきまして、特に
離島向けの一括交付金であつたとしても離島向
けのものを予算の明確化をちゃんととしていこう
に。特例の記載がございませんが、二つ見ま

と柴男の脇底をしないにねはならぬといつて規定を盛り込んでいただきました。役所の人たちに聞きますと、一括交付金の場合、予算書上特に明記していないけれどもということもありますんすけれども、できれば、そういった予算書のこれから作り方の工夫ですとか、いろんなやり方があるうかと思います。その点について大臣に、どういつた形でやつていかれるのか、あるいは検討される

のか、お尋ねいたします。

地域自主戦略交付金においても、創設当初から離島への配分予定額を明示しており、本法案の趣旨を踏まえ、引き続き地域自主戦略交付金における離島への配分予定額の明示を求めるなど、離島予

算の明確化に努めてまいりたいと思つております。

○桜内文城君 ありがとうございます。
最後に、最後にといいましても、大臣に対して
最後なんですが、税制上の措置等というものを今
回盛り込んでいただきました。ここに至るまでは

いろんな経緯もありまして、私、元々財務省に
おったんですが、元同僚からも大分怒られなが
ら、軽油の軽減税率とかそういうことを口走って
おりましたら大分叱られたりもしたんですが、
せつかくこうやって税制上の措置等ということで

租税特別措置法等というふうに拡大して書いていた
ただいております。

うな解釈をされる方もいらっしゃつたりするんで

すが、とはいへ、これ議員立法ですので、是非、まさに大臣の指導力、政治力をもって、これまでの枠に限定されないいろんな可能性を秘めた条文だというふうに、私は是非執行していただきたいと思うんですけど、その辺の大臣の御決意等について、ちょっとお尋ねしたい。

○國務大臣(羽田雄一郎君)　離島における税制措置としては、これまでも離島の振興を図る觀点から、製造業、旅館業及び情報サービス業等に用いる設備について、所得税、法人税の特別償却や事業税、不動産取得税、固定資産税といった地方税の課税免除に伴う減収補填についての税制措置が講じられているところであります。

国交省といたしましては、改正法案の目的を踏まえつつ、必要な措置の在り方について関係省庁とも引き続きよく議論をしていきたいというふうに考えております。

最後の質問は、提案者の方にお尋ねしたいと思
います。
今回、十三条で情報通信技術の利用といった文
言も入れていただきました。

特にやはり私、離島といいますと実際IT技術の活用、大変大事だと思っております。今回、情

報通信を所管します総務省のほか、例えば厚生労働省、医療の関係の所管大臣も増えました。また、教育に関する文部科学大臣が所管大臣として加わりました。

是非こういった、例えば遠隔医療ですとか、今は非常にインターネットを通じて非常に詳細な画像を送ったりもできますので、医師の配置ももちろん大事なんですけれども、高度な医療を受けているというためには、離島においてもそういった

施設の整備ですか、利用の促進というものをや
はり考えていく必要はあるかと思います。ま
た、教育に関しては、もちろん教員を配置すると
いうのはすごい大事なんですが、一方で、よく予
備校なんかでは衛星とか何かでいろんな地域で同じ

授業を見たりもできるようですが、それとも、是非、質の高い教育を全国的に行つていく、離島も含めで行つていくという意味でいえば、大変重要な、各役所がそれぞれ所管はうちはこうだからというのじやなくて、力を合わせて進めていくべきものだと考へております。

その辺について、今後この法律が成立した後どうあつてほしか、その夢やら希望やら、是非提案者の方に思いを語ついていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○衆議院議員(打越あかし君) 桜内委員におかれましては、この七ヵ月間にわたる与野党的実務者協議の一員として本当に情熱的に取り組んでいただいたことを感謝申し上げたいと思います。

その上で、今お話しの情報通信技術の活用についていろいろと議論をさせていただきました。今回、離島における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差のは正を図ることを新たに盛り込んだ上で、この十三条の規定によつて、国及び地方公共団体は、かかる格差のは正、医療及び教育の充実等を図るために、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとしているところであります。これを受けて、今後離島においては、今お話をあつたとおり、とりわけ医療あるいは教育の分野又はその他様々な分野において情報通信技術の活用が適切に配慮されていくものと

これで終わります。

○委員長(岡田直樹君) ありがとうございました。

○委員長(岡田直樹君) この際、お諮りいたしま

す。

委員外議員井上哲士君から離島振興法の一部を改正する法律案についての質疑のため発言を認められておりますので、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岡田直樹君) 御異議ないと認めます。

それでは、井上君に発言を許します。井上哲

士君。

○委員以外の議員(井上哲士君) 日本共産党的井上哲士です。超党派でまとめてきたこの離島振興法の改正案の質疑に当たつて、委員外発言をお認めいただきましたことに岡田委員長を始め理事、委員の皆さんにまず御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

この改正の議論の前に、日本共産党的国会議員団の離島振興対策委員会として一昨年から離島関係者らにヒアリングを行つてまいりました。その中で、住み続けられる環境をどう整えていくのか多岐にわたる御希望が寄せられたわけで、これにどうこたえていくのか、今回の法改正で拡充された内容について伺いたいと思います。

まず、改正案は離島への定住の促進のためにソフト施策の充実を図るものであり、その一環として離島活性化交付金等に関する規定が設けられております。その具体的な対象事業は政令で規定することになつておりますが、提出者に伺いますけれども、どういう事業が盛り込まれるということを想定をしていらっしゃるんでしょうか。

○衆議院議員(打越あかし君) お答えいたしました。

この事業については、衆議院の国土交通委員会においても委員会決議として離島の振興に関する件とし、この中にも私たちの思いを盛り込ませていただいております。

一つ目に、離島漁業再生支援交付金、二つ目に携帯電話等エリア整備事業、へき地保健医療対策費、医療施設等設備整備費、医療施設等施設整備費、離島流通効率化事業、あるいは離島高校生修学支援事業などが定められることを想定しております。

援をしていくものというふうに考えておりま

す。

○委員以外の議員(井上哲士君) 今年度から実施

された離島流通効率化事業や離島高校生の修学支援策の根拠規定となつて、さらに妊婦への支援、人の往来、物資流通費用の低廉化支援対策が広げられるることは、離島関係者の要望にこたえる重要な拡充と考えます。

次に、輸送コストの問題について伺いますが、離島はどうしても生活物資や生産品の移動経費が割高になつてしまつて、島内の物価高や出荷する際の他の地域の生産品との価格競争上の不利が生じております。その点での支援策の拡充が多く寄せられてきたわけですが、特にその中でも自治体の輸送コスト支援というのには重要な役割を果たすものと考えております。

しかししながら、二〇一二年度の予算案では、概算要求には盛り込まれていた離島輸送コスト支援事業の計上が見送られております。来年度以降、こうした事業支援を行つていくに当たつて、今回の改正案の中にその根拠となる規定はあるんでしょうか。

○衆議院議員(赤嶺政賢君) 離島の輸送コスト対策に関して井上議員にお答えいたします。

今回の離島振興法の改正案では、まず第一条に

おいて、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善することをまず法律の目的として位置付けています。また、それを受けまして、第十二条では、人の往来及び物資の流通に関する条件の他の地域との格差のは正を図るため、国及び地方公共団体がこれらに要する費用の低廉化に資するための施策の充実に特別の配慮をするものとする旨規定をしております。

提出者といたしましては、今後、第一条の目的を踏まえつつ、第十二条に基づいて離島輸送コスト支援事業などの人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策が推進されるものと期待しているところであります。

○委員以外の議員(井上哲士君) そういう根拠規

定があるわけでありますから、是非、羽田国交大

臣、よろしくお願ひいたします。

次に、本改正案では、妊婦の通院、出産支援について規定が設けられて、交通費や滞在費の支援を計画できるよう拡充をされております。しかし、妊婦にとどまらず、例えば高度医療を受けるため場合など、必要な保健医療サービスを受けるために本土に行く際の交通費や滞在費など、負担は非常に大きいものがあります。東京都の川島大島町長からも、重い病気になれば内地の病院に行かなければなりませんが、医療費はともかく、交通費や宿泊代が大変な負担になります、島に住んでいるから仕方がないと済ませるわけにいかない」と、きめ細やかな支援策を求めていただきたいという声を伺いました。

本法案では、こういうような人に対する支援についてはどのように対応をするんでしょうか。

○衆議院議員(赤嶺政賢君) 私もその大島町長のお話は実際にお伺いをいたしました。離島の医療費の問題の深刻さということについても痛感をしているところであります。

今回の改正案では、第十二条の二として、離島振興対策実施地域における保健医療、介護、高齢者福祉、そして保育サービスを受けるための条件の他の地域との格差のは正を図るための住民負担の軽減についての規定を設けることにしております。この規定は、離島の住民がこのようなサービスを受けるに当たり、離島の住民であるがゆえに負担を強いられることとなる特有のコストの軽減を図ることを期待して設けられたものであります。

提出者としては、御指摘のような妊婦以外の人

の本土への通院について、第十二条の二の規定により適切な配慮がなされるものと考えているところであります。

○委員以外の議員(井上哲士君) 次に、学校教育の確保についてお聞きします。

島根県の海士町では、町長は、島内に高校があるということで、多くの子供たちに地域で働きたい、地域で役に立ちたいという思いが芽生えてきたのが大きな成果だとおっしゃつておりました。

二〇〇八年までの十年間は新入生が半分以下まで激減をしたそうで、そこで、島前高校魅力化プロジェクトというのを立ち上げて全国から島留学を受け入れて、寮費や食費を補助したり、司書の派遣や地域づくりリーダー養成や、大学進学を支援するコースを設置したりするなど取り組まれてきました。

地域を活性化していく上でもこのように離島の高校は非常に重要な存在であります、教員の配置基準を定めた標準法で教職員が十分に配置されていらないという御要望も伺いました。高校の教員の加配は欠かせないと思いますけれども、本改正案ではどのように対応をし得るんでしょうか。

○衆議院議員（赤嶺政賢君） 今の離島における高等学校の役割、任務に照らしての井上議員の質問にお答えをいたします。

今回の改正案では、第十五条第二項として、離島振興対策実施地域における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校などを設置する地方公共団体ごとの教職員の定員の算定及び離島振興対策実施地域に所在する公立高等学校等に勤務する教職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする旨の規定を設けることにしております。

また、本案ではこれに関連をいたしまして、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律、いわゆる高校標準法と言われておりますが、これの改正も行って、同法の附則第十一項として、地方公共団体ごとの公立高校教職員の数を算定する場合において、離島振興対策実施地域として指定された地区に公立高等学校が設置されているときは、当該地域における教育の特殊事情に鑑み、政令で定める数を加算する旨の規定を設けることにしているところであります。

提出者といたしましては、御指摘のような要望に対して、第十五条第二項及びその具体策としての高校標準法附則第十一項に基づいて離島の公立学校等への教職員の加配措置が講ぜられるものと考えておるところであります。

○委員以外の議員（井上哲士君） ありがとうございます。

いました。

終わります。

○委員長（岡田直樹君） 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○衆議院議員（赤嶺政賢君） 離島振興法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（岡田直樹君） 全会一致と認めます。

○衆議院議員（赤嶺政賢君） よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○中原八一君 この際、中原八一君から発言を求められておりますので、これを許します。中原八一君。

○中原八一君 私は、ただいま可決されました

○中原八一君 異議なし

的かつ充実した施策の実施に努め、離島住民の定住に資するものとすること。例えば、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実等について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。とりわけ創設した離島活性化交付金制度については積極的かつきめ細やかな活用を図ること。

一 改正後の離島振興法第七条の二の規定による離島活性化交付金等事業に記載する事業等として、離島漁業再生支援交付金、携帯電話等エリア整備事業、へき地保健医療対策整備費、離島物流効率化事業及び離島高校生修学支援事業を盛り込むとともに、離島の妊娠婦の健康診査の受診及び出産に対する支援等新たな国の離島活性化に資するソフト事業についても盛り込むこと。

二 改正後の離島振興法第七条の四の規定により公表することとする事業等として、は、地域公共交通確保改善事業及び離島ガソリン流通コスト支援事業を盛り込むこと。

三 離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であり、いわゆる「海の国道」として重要な役割を担つて航路もあることを踏まえ、必要な支援を行うこと。

四 政府において、災害時多目的船（病院船）を導入・運用する際は、災害時等以外の平時に

五 学校は離島定住促進の条件として極めて重要な施設であることに鑑み、こうした教育施設の維持及び存続について可能な限り支援すること。

六 離島特別区域制度について、その制度の詳細設計を定めた新たな法制の整備を早急に検討すること。その際既存の復興特別区域制度等を参考とし、厳しい自然的社会的条件の下にある離島の活性化と定住の促進に資する規制の特例措置、金融・財政上の措置などを盛り込むこと。

七 離島振興の成功事例を収集し、離島関係自治体への周知の徹底に努めること。

八 本委員会は、附則第五条に規定する「早急には、「一年以内」と認識する。

九 右決議する。

以上でございます。

○委員長（岡田直樹君） 何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長（岡田直樹君） ただいま中原君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（岡田直樹君） 全会一致と認めます。

○委員長（岡田直樹君） よつて、中原君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、羽田国土交通大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。羽田国土交通大臣。

○国務大臣（羽田雄一郎君） ただいまの御決議についてつきましては、その趣旨を十分に尊重し、関係省庁と連携させていただきながら努力をしてまいります。

○委員長（岡田直樹君） なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡田直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十六分散会

六月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、気象事業の整備拡充に関する請願(第一四七八号)(第一五二五号)

一、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願(第一五四八号)(第一五五一号)

第一四七八号 平成二十四年六月一日受理
気象事業の整備拡充に関する請願
請願者 大分県宇佐市大字山本五八六 松本綾子 外三百五十五名
紹介議員 吉田 忠智君
請願者 山形県酒田市字南新屋敷九ノ一 土田実 外七百八十五名

第一五二五号 平成二十四年六月六日受理
気象事業の整備拡充に関する請願
請願者 山形県酒田市字南新屋敷九ノ一 土田実 外七百八十五名

この請願の趣旨は、第一三〇八号と同じである。

紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第一三〇八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

東日本大震災は未曾有の被害と原発事故をもたらし、避難した人たちは住み慣れた地に戻るめどすら立っていない。追い打ちを掛けるように、全国各地で相次いで豪雨災害に見舞われ、日本は災害列島と呼ばれるほど、どこで暮らしていくても

自然の脅威にさらされている。東海・東南海・南海地震などの大規模地震も切迫しており、国民の安全・安心を守るために防災やインフラ整備は緊急な国民的課題となっている。こうした災害を未然に防止・軽減するためには、河川・道路・港湾などの社会資本の維持管理やその役割を担う地域建設業の役割が欠かせない。現在の社会資本は、戦後の高度経済成長期に多くが建設され、老朽化が著しく、放置すれば、国民生活の安全・安心に影響を及ぼしかねない。耐用年数が経過した施設の更新には年間約二十兆円もの費用が必要となる。財政難の中では、今後、計画的な維持管理を施して、新規構造物よりも既存施設を長持ちさせていく方向に公共事業を転換させる必要がある。

同時に、防災や施設の維持管理の最前線に立つ地域建設業を、その担い手にふさわしく再生しなければならない。地域社会を支えてきた地域建設業は、生活・防災予算の抑制や競争激化により、産業自体が消滅しかねない重大な危機に陥っている。しわ寄せは、企業の存続だけでなく、技術の継承や建設労働者の確保困難などに及び、建設業の基盤が崩壊し始めており、全国各地で地域の安全・安心が守られない事態が広がっている。

については、次の措置を探られたい。
一、被災地の復興、公共事業を防災・生活・環境保全優先に転換すること。

この請願の趣旨は、第一三〇八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ一 山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一五四八号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心の実

の次に次の二号を加える。

十五 異島の振興に寄与する人材の確保及び育

成に関する基本的な事項

第三卷第二回第十一章

十二 自然環境の保全及び再生に関する基本的

な事項

十三 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー

ルギー対策に関する基本的な事項

第三条第一項第一号を同項第一号として、同項第二号

あるさうの皮暖を含む。以下同。) 一を加え、同

同項第九号とし、同項第六号を同項第八号と

同項第五号中「等」の下に「(妊婦が健康診査を

及ひ出産に必要な医療を受ける機会を確

するための支拂を含む「以下同じ」を加え

○

七 介護サービスの確保等に関する基本的な事

項

第三条第一項第四号を同項第五号とし、同項第

号の次に次の二号を加える

國用機会の擴大、職業能力の開発の促進、就業の促進に關する基本的な事項

第三條第三項及「第四項中「國土交通大臣、

大臣及び農林水産大臣を「主務大臣」に改める。

第四条第一項中「離島振興計画は、」の下に「おお

「ね」を加え、同項第九号中「風害」の下に、

「外害」を「整備」の下に「その他の防災対策」を加

第十一号で、同号の次に次の二号を加える。

十二 自然環境の保全及び再生に関する事項

十三 再生可能エネルギーの利用その他のエネ

ルギー対策に関する事項

第四条第二項第七号を同項第十号とし 同項第

新編 通志 第二十一卷

七 介護サービスの確保等に関する事項

第十部
國土交通委員會會議錄第七號 平成二十四年六月十九日

參議院

にすることを踏まえ、災害を防除し、及び災害

が発生した場合において島民が孤立することを

防止するため、離島振興対策実施地域におい

て、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災

行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備そ

の他の施設及び設備の整備、防災のための住居

の集団的移転の促進、防災上必要な教育及び訓

練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を

迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び

関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の

推進について適切な配慮をするものとする。

第十八条の次に次の二条を加える。

(離島特別区域制度の整備)

第十八条の二 政府は、地域における創意工夫を

生かした離島の振興を図るため、その全部又は

一部の区域が離島振興対策実施地域である地方

公共団体の申出により当該離島振興対策実施地

域内に区域を限つて規制の特例措置その他の特

別措置を適用する制度の創設について総合的に

検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

第十九条の見出し中「措置」の下に「等」を加え、

同条中「国は、」の下に「離島について、人の往来及

び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の

地域に比較して多額である状況を改善するととも

に、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の

是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を

生かした振興を図るため、離島の振興のための特

別の措置を講ずることによって、離島の自立的發

展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を

図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居

住する者のない離島の増加及び離島における人口

の著しい減少の防止並びに離島における定住の促

進を図ること等としている」を、「(昭和三十二年

法律第二十六号)」の下に「等」を、「必要な」の下に

「税制上の措置その他の」を加える。

第二十条中「ソフトウェア業若しくは旅館業(下宿営業を除く。)」を「旅館業(下宿営業を除く。)、情報サービス業その他総務省令で定める事業」に

改める。

第二十一条の次に次の二条を加える。

(国土審議会への報告)

第二十一条の二 主務大臣は、毎年、離島の振興

に關して講じた施策について、国土審議会に報

告するものとする。

(主務大臣等)

第二十二条の三 第二条及び前条における主務大

臣とする。

臣は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大

臣とす。

第三号及び第十五号に掲げる事項に係る部分に

ついては国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣

及び経済産業大臣、同項第五号及び第十二号に掲げ

る事項に係る部分については国土交通大臣、総

務大臣は、離島振興基本方針のうち、同条第二項

第三号及び第十五号に掲げる事項に係る部分に

ついては国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大

臣及び経済産業大臣、同項第四号及び第六号か

ら第八号までに掲げる事項に係る部分について

は国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び

厚生労働大臣、同項第五号及び第十二号に掲げ

る事項に係る部分については国土交通大臣、総

務大臣、農林水産大臣及び環境大臣、同項第九

号に掲げる事項に係る部分については国土交通

大臣、総務大臣、農林水産大臣及び文部科学大

臣、同項第十三号に掲げる事項に係る部分につ

いては国土交通大臣、総務大臣、農林水産大

臣、経済産業大臣及び環境大臣とし、その他の

部分については国土交通大臣、総務大臣及び農

林水産大臣とする。

第三条 第四条第八項から第十一項まで(同条第十二

項において準用する場合を含む)における主務

大臣は、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大

臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大

臣及び環境大臣とする。

第五条 政府は、離島の防災機能の強化を図るた

め、この法律の施行後早急に、離島振興計画に

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条並びに附則第四条、第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から施行する。

第二条 主務大臣は、この法律の施行前において、この法律による改正後の離島振興法(以下「新法」という)第三条第一項から第三項までの規定の例により、離島振興対策実施地域の振興を図るために必要な基本方針を定めるものとする。

第三条 主務大臣は、前項の基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四条 第一項及び第二項における主務大臣は、新法の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において新法第三条第一項の規定により定められた離島振興基本方針とみなす。

第五条 第一項及び第二項における主務大臣は、新法第二十二条の三第二項の規定の例による。

第六条 国は、速やかに、我が国の領域、排他的

経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に重要な離島に

について、その保全及び振興に関する特別の措置について検討を加え、その結果に基づいて必要

な措置を講ずるものとする。

(医療法の一一部改正)

第七条 医療法(昭和二十三年法律第一百五号)の一部を次のよう改正する。

第八十七条 都道府県は、平成二十五年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間、

指定された地域における医療の特殊事情に鑑み、当該地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

(公立高等学校的適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一一部改正)

第八条 公立高等学校的適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条まで及び第十七条から第二十一条ま

での規定により教諭等、養護教諭等、実習助

手、寄宿舎指導員及び事務職員の数を算定す

る場合において、離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第一条第一項の規定により

離島振興対策実施地域として指定された地区に公立の高等学校(中等教育学校)の後期課程を含む。及び特別支援学校の高等部が設置されているときは、当該地域における教育の特殊事情に鑑み、これらの規定により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加えるものと

平成三十五年三月三十一日
 離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日
 離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十一条 國土交通省設置法(平成十一年法律第一百号)の一部を次のよう改正する。

附則第二条第一項の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

離島振興計画(離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附則第五条の表平成二十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日
 離島振興法
 附則第十条第一項の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日
 離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

する。

(総務省設置法の一部改正)
 第九条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

本案施行に要する経費としては、平年度約四百本案施行に要する経費としては、平年度約四百億円の見込みである。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法

(趣旨)
 第一条 この法律は、欧州連合により講じられる

イラン・イスラム共和国(次条第五号及び附則第二条において「イラン」という。)を原産地とする原油(以下「イラン産原油」という。)を輸送す

るタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により、特定タンカーに

ついて船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号。以下「油賠法」という。)第十三条规定する保険契約の締結等が困難となることに対応して、特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該特定賠償義務履行担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度を設ける等の特別の措置について定めるものとする。

(定義)
 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 タンカー 油賠法第二条第四号に規定するタンカーをいう。

二 特定タンカー イラン産原油を含む原油の我が国への輸送の用に供するタンカー(我が国においてのみ原油の取扱いをするものに限る)をいう。

三 タンカー 所有者 油賠法第二条第五号に規定するタンカー所有者をいう。

四 特定タンカー 所有者 特定タンカーのタン

タンカーのタンカー所有者と共同で特定損害保険契約の被保険者となっているものを含む。)をいう。

五 特定運航 特定タンカーがイラン産原油を積み込むためにイランに向けて運航を開始する時から当該特定タンカーに積み込んだイラン産原油を含む原油の取卸しを完了するまでの間における特定タンカーの運航をいう。

六 タンカー油濁損害 油賠法第二条第六号に規定するタンカー油濁損害をいう。

七 特定損害 次に掲げる損害又は費用をいう。

イ 特定運航に伴つて生ずるタンカー油濁損害(特定費用に該当するものを除く。)

ロ 特定運航に伴つて生ずる損害又は費用で

あつて、イに掲げるもの以外のもの(特定費用に該当するものを除く。次条第二項第三号において「非油濁損害」という。)

八 特定費用 特定運航に伴つて生ずる費用で

特定タンカー所有者が負担しなければならないものをいう。

九 特定損害等 特定損害及び特定費用をいう。

十 特定損害保険契約 特定タンカーごとに締結される、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任する場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合においてその賠償の義務の履行又は費用の支払により当該特定タンカー所有者に生ずる損害(以下「特定タンカー所有者損害」という。)を填補する保険契約であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 保険金額が、当該保険契約について再保険の引受けが行われないことによる保険者の保険金の支払能力を勘案して政令で定める金額以上のものであること。

ロ 二千トンを超えるばら積みの原油の輸送の用に供する特定タンカーについて締結さ

れるものにあつては、油賠法第十四条第一

約の相手方である特定タンカー所有者を含む。

次項において同じ。)に対して求償権を有すると

きは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金

額を限度として当該求償権を取得する。

一 当該特定保険者が政府が交付した特定保険

者交付金の金額

二 当該求償権の金額

2 特定保険者交付金交付契約により特定保険者

交付金の交付を受ける特定保険者が第三者に対

する求償権の行使により支払を受けたときは、

政府は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない

金額の限度で、特定保険者交付金の交付の義務

を免れる。

一 当該特定保険者が当該求償権の行使により

支払を受けた金額

二 当該特定保険者交付金交付契約に係る交付

(特定保険者交付金交付契約の解除)

特定保険者は、特定保険者交付金交付契約の

相手方である特定タンカー所有者が次の各号の

いずれかに該当するときは、当該特定保険者交

付金交付契約を解除することができる。

一 解除その他の事由により特定損害保険契約

又は特定賠償義務履行担保契約を締結してい

る者でなくなつたとき。

二 政令で定める期限までに納付金を納付しな

かつたとき。

三 第八条の規定による通知をせず、又は虚偽

の通知をしたとき。

四 第九条の規定による報告をせず、又は虚偽

の報告をしたとき。

五 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)、海洋

汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭

和四十五年法律第百三十六号)その他の政令

で定める法律(これらに基づく命令を含む)。

又はこれらに相当する外国の法令の規定に違

反したとき。

六 当該特定保険者交付金交付契約の条項に違

反したとき。

2 前項の規定による特定保険者交付金交付契約の解除は、当該特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者が解除の通知を

受けた日から起算して二月を経過した日から將

来に向かつてその効力を生ずる。

3 政府は、第一項の規定により特定保険者交付

金交付契約を解除したときは、直ちに、当該特

定保険者交付金交付契約に係る特定保険者に対

し、その旨を通知するものとする。

(業務の管掌)

第十三条 この法律に規定する政府の業務は、國

土交通大臣が管掌する。

第二 國土交通大臣は、特定保険者交付金交付契約

を締結しようとする場合には、あらかじめ、内

閣総理大臣、外務大臣、財務大臣及び經濟產業

大臣に協議しなければならない。

第三 國土交通大臣は、特定保険者交付金交付契約

を解除しようとする場合には、あらかじめ、内

閣総理大臣、外務大臣及び經濟產業大臣に協議

しなければならない。

(船主相互保険組合法の特例)

第四条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法

律第七百七十七号)第二条第三項に規定する船主

責任相互保険組合は、同法第四条第五項の規定

にかかるわらず、特定賠償義務履行担保契約に關

する業務に係る事業を行なうことができる。

第五条 第一百四十二条第一項に規定する船主

責任相互保険組合は、同法第四条第五項の規定

にかかるわらず、特定賠償義務履行担保契約に關

する業務に係る事業を行なうことができる。

(国土交通省令への委任)

第十四条 船主相互保険組合法(昭和二十四年法

律第七百七十七号)第二条第三項に規定する船主

責任相互保険組合は、同法第四条第五項の規定

にかかるわらず、特定賠償義務履行担保契約に關

する業務に係る事業を行なうことができる。

(国土交通省設置法の一部改正)

第四条 國土交通省設置法(平成十一年法律第百

号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「事務並びに」を「事務、」

に、「事務を」を「事務並びに特定タンカーに係

る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措

置法(平成二十四年法律第

号)第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約に関する事務を」に改める。

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、歐州

連合により講じられるイラン産原油を輸送する

タンカーに係る保険契約についての再保険の引

受けを禁止する措置により当該再保険の引受け

が行われなくなると認められる日として内閣総理大臣、外務大臣及び國土交通大臣が告示する日以後に生ずる特定損害等について適用する。

第二条 この法律は、イランをめぐる國際情勢その他の情勢の変化により、特定タンカーについて、特定タンカー所有者損害を填補するための保険契約であつてその保険金額が第二条第十一号の政令で定める金額以上のものの締結が可能であると認められるに至つたとき、又は特定運航が行われなくとも国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に支障を生じないと認められるに至つたときは、速やかに、廃止するものとする。

第三条 平成二十四年度における特定保険者交付金交付契約の限度額

第三条 平成二十四年度において政府が特定保険者交付金交付契約を締結する場合には、その担保上限金額の合計額が九兆三千百二十二億八千七百六十七万円を超えない範囲内において、これをするものとする。ただし、第七条の規定に基づく国会の議決がなされた場合には、この限りでない。

(平成二十四年度における特定保険者交付金交付契約の限度額)

第三条 平成二十四年度において政府が特定保険者交付金交付契約を締結する場合には、その担保上限金額の合計額が九兆三千百二十二億八千七百六十七万円を超えない範囲内において、これをするものとする。ただし、第七条の規定に基づく国会の議決がなされた場合には、この限りでない。

制強化に関する請願 第一七一四号(第一七

一五号)(第一七一六号)

一、気象事業の整備拡充に関する請願(第一七

一六八号)

一、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に

関する請願

二、東江冬喜 外四千百四十九名

一、尖閣諸島を守るための海上保安庁の警備体

紹介議員 系数 慶子君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

を確保すること。

第一六九九号 平成二十四年六月十一日受理
国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 茨城県つくば市吾妻二ノ九〇八〇
三〇三 勝俣圭一 外二千二百六
十九名

紹介議員 岡田 広君
この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一七一四号 平成二十四年六月十一日受理
尖閣諸島を守るために海上保安庁の警備体制強化に関する請願

請願者 岐阜県加茂郡白川町黒川三三三ノ
七 古田秀孝 外二万二百五十一
名

紹介議員 藤井 孝男君
政府は、法の正義と国民の意思に基づいて、領土、領海、領空を守らなければならない。ところが、那覇地方検察庁は平成二十二年九月、尖閣諸島沖の日本領海内において公務執行妨害容疑で逮捕された中国人船長を「我が國国民への影響や今後の日中関係を考慮して」処分保留のまま釈放した。那覇地検の決定は、同船長の無条件釈放を求める中国政府に日本政府が全面屈服したことにはならない、国際社会に対し日本が尖閣諸島の領有権放棄を表明したこと等しい。尖閣諸島海域は、豊富な石油並びに天然ガスの埋蔵が確認されており、この領海及び天然資源を守ることは、日本の国益を守ることにほかならない。よって、領海侵犯という主権侵害行為に対し独立国家としての対応を放棄した決定を厳しく批判するとともに、政府に対し、日本の領土、領海、領空を守る態勢を確立することを求める。

ついで、次の事項について実現を図られた
一、海上保安庁の警備体制を強化し、尖閣諸島海域で操業する日本の漁業者の操業・航行の安全

三〇一 水野義久 外七千三百九
十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一八一五号 平成二十四年六月十二日受理
国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 愛知県知多市新知字仲田三九〇五
ノ一〇二 田中一成 外千九百五
十九名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一七一六号 平成二十四年六月十二日受理
尖閣諸島を守るために海上保安庁の警備体制強化に関する請願

請願者 川崎市川崎区京町三ノ二ノ一 大
津史裕 外二万八十七名

紹介議員 中山 恭子君
この請願の趣旨は、第一七一四号と同じである。

第一七六八号 平成二十四年六月十二日受理
気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 大阪府枚方市山田池北町一〇〇ノ五
ノ一〇一 福島忍 外二千二百二
十七名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一三〇八号と同じである。

第一七八一號 平成二十四年六月十二日受理
国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 富山市月岡町五ノ一四六 田村真
美 外千九百五十九名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一八一七号 平成二十四年六月十二日受理
国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 札幌市豊平区月寒東二条一ノ七〇
一ノ七二九 伊藤一郎 外千九百
五十九名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一八一八号 平成二十四年六月十二日受理
国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 札幌市南区南沢五条二ノ八〇二八
池田恵美子 外千九百五十九名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一七七〇号 平成二十四年六月十二日受理
国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 大阪府貝塚市二色二ノ一二ノ五〇
四名 智子君
この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

平成二十四年七月三日印刷

平成二十四年七月四日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

F